

第 5 期 芽 室 町 総 合 計 画 後 期 実 施 計 画 （ 素 案 ）

— 目 次 —

1-1-1	担い手育成と農業の応援団づくり	．．．．	2～3
1-1-2	農業生産性の向上と経営基盤支援	．．．．	4～5
1-1-3	農地・土地改良施設等の整備・充実	．．．．	6～7
1-1-4	地域林業の推進	．．．．	8～9
1-2-1	地域内経済循環の推進と商工業の振興	．．．．	10～11
1-2-2	地域資源を活用した観光の振興	．．．．	12～13
2-1-1	学校教育の充実	．．．．	14～17
2-1-2	社会教育の推進	．．．．	18～19
2-2-1	地域文化の振興	．．．．	20～21
2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	．．．．	22～23
3-1-1	生涯を通じた健康づくり	．．．．	24～25
3-1-2	公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展	．．．．	26～27
3-2-1	安心して生み育てることができる子育て支援	．．．．	28～31
3-2-2	子育て環境の充実	．．．．	32～33
3-3-1	地域で支え合う福祉社会の実現	．．．．	34～35
3-3-2	高齢者福祉の充実	．．．．	36～37
3-3-3	障がい者の自立支援と社会参加の促進	．．．．	38～39
3-4-1	互いに認め合う地域社会の形成	．．．．	40～41
4-1-1	災害に強いまちづくりの推進	．．．．	42～43
4-1-2	消防・救急の充実	．．．．	44～45
4-1-3	暮らしの安全・安心の確保	．．．．	46～47
4-2-1	有効な土地利用の推進	．．．．	48～49
4-2-2	快適な住環境の整備	．．．．	50～53
4-2-3	道路交通環境の整備	．．．．	54～55
4-3-1	環境保全と再生エネルギーの推進	．．．．	56～57
4-3-2	廃棄物の抑制と適正な処理	．．．．	58～59
4-3-3	上下水道の整備	．．．．	60～61
5-1-1	徹底した情報共有と町民参加の促進	．．．．	62～63
5-1-2	住民自治の実現と地域の活力の維持	．．．．	64～65
5-2-1	効果的・効率的な行政運営	．．．．	66～67
5-2-2	健全な財政運営	．．．．	68～69
5-2-3	親切・便利な行政サービスの推進	．．．．	70～71
5-3-1	シティプロモーションの推進	．．．．	72～73
5-3-2	国際・地域間交流の推進	．．．．	74～75

1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、恵まれた資源を活かし、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンなどの作付けを中心に、長いもやごぼうなどの野菜類の作付けを加えた大規模畑作農業経営と大規模化が進む畜産経営により、農業全体として堅調に推移しています。また、農産物加工や物流、農機具メーカーなどの関連産業を含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、令和12年度までの食料自給率(カロリーベース)の目標を45%と設定し、特に「農業の持続的な発展」のなかでは、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保が明記されており、本町においても、将来にわたる安定的な農業・農村づくりが大きな課題として顕在化している状況にあります。

本町では約600戸の農家が約 20,000haを耕作していますが、毎年10戸前後の離農や農業経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化や作業負担の大きい野菜作付けの増加、畜産・酪農における通年労働力が不足しており、家族労働の限界、雇用労働力の確保が難しく、本町の基幹産業である農業を発展・持続させるための「労働支援体制の拡充」は、重要課題として早急に対策を検討する必要があります。

また、TPP11や日EU・EPA、米国との貿易交渉など、諸外国との連携協定や交渉状況を注視し情報収集したうえで、国の対策についての要望活動や町行政としてできることの検討を進めなければなりません。

本町農業が私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。これまでも実施してきた「めむろまるごと給食」、「地産地消バスツアー」、「めむろ農業小学校」、「食農教育」、「農家民泊」などの食育推進活動をとおりて農業の応援団づくりを進める必要があります。また、生産者と関連事業者、消費者などが連携して、地域農業を支える取組を進める必要があります。

さらには、長期にわたって安定した農業生産と経営を実現するため、JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けての加工・流通施設への支援や地元農業者で構成する生産・加工・流通組織への支援など、芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大を図る必要があります。

2 施策の方針

農業経営体の育成と新たな担い手の確保を推進し、町民の「食」と農業に対する理解の促進を図り、持続可能な農業による活力あるまちづくりを目指します。

対象	農業経営体 町民
意図	農業経営体の育成と新たな担い手確保による、経営の安定、拡大 担い手への農地集積 町民の「食」に対する理解促進
結果	専業経営を中心とした、発展・持続する土地利用型農業の推進

3 施策の主な内容

(1) 担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備

- ・農業経営体の育成にかかる「農業担い手育成支援事業」を継続し、経営能力や営農技術の強化を支援します。
- ・農業経営体の大部分は家族経営であることから、雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者や生活の安定に向けた対策を総合的に解決するための仕組みづくりを農業関係機関・企業とも連携して構築します。また、雇用促進住宅、ふるさと交流センターの農業分野における活用を推進します。

(2) 芽室町農業再生協議会との連携(経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応)

経営所得安定対策による経営支援、TPP11、日EU・EPAをはじめとする諸外国との経済連携協定及び交渉状況の把握と対策の検討は、「芽室町農業再生協議会」が中心となって行います。また、国内農業政策の周知や事業実施の検討を行います。

(3) 食育・地産地消に関する事業の拡充(農業の応援団づくり)

- ・町内農畜産物を活用し、学校給食で実施する「めむろまるごと給食」を継続します。また、体験型の食育推進活動として実施してきた「めむろ農業小学校」や「地産地消バスツアー」などは、運営体制や事業内容の見直しを随時行い、さらなる成果向上を目指します。
- ・十勝・芽室農業の応援団づくりのため取り組んでいる「農家民泊」(めむろ農家民泊研究会)への支援や、教育委員会と連携した、町内児童対象の「食農教育」などの取組を継続します。

(4) 耕地防風林造成支援対策

生産性向上だけでなく、将来的・長期的な農業経営や景観保全の観点から実施している「耕地防風林造成支援対策」を継続します。また、支援対策とは別に全町的な防風林造成の考え方を整理し、効果的な防風林帯の整備について検討を進めます。

(5) 芽室町農畜産物のPRと販路拡大の支援

JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けた施設整備や販路拡大策について側面的支援を行うとともに、自発的に生産・加工・販売・流通などを行う農業者団体や、新たな作物への取組などの相談に応じ、6次産業化への進め方や効果的な補助制度のアドバイスなどの支援を行います。

(6) 芽室町農業振興計画の推進

「芽室町農業振興計画 2021」について、目標達成に向けて関係機関と連携して推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
① 新規就農者数(後継者就農を含む)	農林課調べ	R3 未確定 (H30～R3)	50人 (R5～R8)
② 認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	R4.6 確定	95.0%以上
③ 日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	住民意識調査	86.4% (R3)	85.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備	農林課・農業委員会		実施			
認定農業者等への農地集積	農林課・農業委員会		実施			
経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	農林課		実施			
食育・地産地消に関する事業の拡充	農林課		実施			
耕地防風林造成支援対策	農林課		実施			
芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大支援	農林課		実施			

1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援

主管課 農林課

1 現状と課題

大規模畑作経営と畜産業がバランスよく調和する本町農業は、大型堆肥センターの整備や、ほ場副産物の有効利用と良質な有機質資材の供給、耕畜連携による家畜ふん尿堆肥の製造など有機質資材の積極的活用によるクリーン農業を実践しています。

また、環境負荷の低減に配慮した持続的な農業生産活動を目指す「環境保全型農業直接支払制度」に取り組む農業者はスタート当初より大幅に増加しており、エコファーマーの育成・認定も進んでいます。

農業の生産性向上のためには、土づくり、適正な輪作体系の推進、有害鳥獣や病害虫への対策など幅広い範囲で指導や支援を行う必要があります。JAめむろと町が共同で運営している「農業振興センター」は、これらの課題の指導機関として大きな役割を果たしており、継続した運営と役割発揮が求められています。

てん菜作付奨励事業は、道内最大級の製糖工場を持つ町として、地域経済への影響や適正輪作体系の維持、土づくりの観点からも重要であり、継続した支援を検討する必要があります。

また、農業従事者の高齢化などによる労働力不足への対応として、ICTを活用した農作業の省力化・効率化がさらに推進されることが予想され、光回線網の有効活用の検討を進める必要があります。

酪農・畜産部門では、飼養頭数の増加に伴う家畜ふん尿の適正処理、町営牧場と哺育育成施設の効率的な運営などの課題に対し、「芽室町における酪農基盤整備構想」や「芽室町家畜ふん尿処理推進計画」に基づき、具体的な整備計画や運営体制の構築などを早急に進める必要があります。

2 施策の方針

環境に配慮し、効率的な農業生産を進めるとともに、本町農業・農畜産物の理解を促進し、農業の持続的発展による安定した地域経済の推進を図ります。

対象	農業経営体 農業者で組織する団体(生産・加工・流通)
意図	生産性の向上に向けた土づくり、適正な輪作、病害虫・有害鳥獣対策を進める 先進的技術や施設整備による効率的な農業経営 地元産農畜産物のPRと販路拡大
結果	安全・安心の農畜産物の供給 持続可能な農業経営による地域経済の拡大・推進

3 施策の主な内容

(1) クリーン農業と土づくりの推進

- ・地力の増進のためには土壌改良が必要であり、堆肥などの有機物の畑地還元は土づくりに有効であるため、定期的な土壌診断や農薬残留確認調査の実施など食の安全・安心への取組を支援するとともに、堆肥センターの設備・機器などの計画的更新を行います。
- ・堆肥センターによる堆肥製造と環境保全型農業直接支払制度の活動は連動性もあり、今後も継続して実施・支援を行います。

(2) 指導体制(農業振興センター運営等)の継続

農業経営への指導支援と技術情報の提供などを行う「農業振興センター」は、適正な輪作体系の推進、病害虫の発生防止や、適正な作業時期、施肥管理などの指導体制を継続します。

(3) 農業生産振興対策の継続

- ・「てん菜作付奨励事業」は、適正輪作体系の維持や省力化・低コスト化を図るため、令和4年度から令和7年度までの4年輪作を考え支援を継続します。
- ・農業ICTの活用は急速に浸透していますが、関係機関・企業と連携し、光回線網の具体的な活用方法を検討します。

(4) 農作物有害鳥獣対策の強化

農作物に対する有害鳥獣による被害が継続していることから、農業者の自衛意識醸成を図り、狩猟免許の取得助成や電気柵設置支援、**鳥獣被害対策実施隊員**の継続配置、研究機関との連携などによる対策の検討を行うとともに、農畜産物残渣や生活廃棄物の適正処理など、有害鳥獣を誘引しない周辺環境整備への意識啓発を図ります。また、有害鳥獣残渣等処理施設による駆除後の残渣処理の適正化を継続します。さらにはハンターの後継者対策を含め、抜本的・総合的対策を計画化し実施します。

(5) 「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現

- ・家畜ふん尿処理対策については、**バイオガスプラント整備の検討を進めます。また、1 基の施設整備だけでは解決しないため、「芽室町家畜ふん尿処理推進計画」に基づき、具体的な対応策に取り組みます。**
- ・町営牧場の今後のあり方については、哺育育成施設と連動して検討する必要がある、JAめむろなど関係機関との協議を重ね、運営体制や人材確保、経費の分担などのルールづくりを行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
① 農業生産額	農業生産額(農業再生協議会)	363 億円 (R3)	363 億円

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
クリーン農業と土づくりの推進	農林課		実施			
指導体制(農業振興センター運営等)への継続支援	農林課		実施			
農業生産振興対策の継続	農林課		実施			
農作物有害鳥獣対策の強化	農林課		実施			
「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現	農林課		実施			

1-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンを主要作物とする大規模な畑作経営と酪農・畜産経営の専門化、近年の農業用水などを利用した野菜栽培の導入などにより農業所得の増加が図られ、町の基幹産業として、関連企業の進出も含め地域経済に大きく寄与しています。

これまで本町は、農地・土地改良施設の整備・充実を図るため、明渠・暗渠などの排水対策、かんがい事業への取組、農道・農業用水路の整備、基幹水利施設(美生ダム)の維持管理などを計画的に進めてきました。

しかし、国営事業や道営事業で整備した農業用水施設や土地改良施設の維持管理は最終的に地元自治体が行うこととなり、その範囲は増大し、同時に施設・設備の老朽化も進んでいることから、維持管理体制の充実や管理予算の確保が重要な課題となっています。

また、近年は地震、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が全国的に頻発しており、本町においても平成28年8月の台風10号や平成29年9月の台風18号の激甚災害が連年で発生するなど、これまで想定できないような大規模災害がいつ起こるかわからない自然環境となっています。

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく「多面的機能支払交付金制度」は地域による自主的な維持管理などの取組であり、農業基盤の維持管理の側面だけでなく、地域のコミュニケーションや地域づくりそのものにも有効な手法として支援を継続していく必要があります。また、粗飼料確保のための草地・飼料畑の造成・更新については、今後も継続して実施していく必要があります。

さらに長期的な視点では、干ばつや豪雨など極端な降雨状況に対応するため、農業用水施設の整備や軸線を意識した排水路の整備及び農業用水・排水施設の長寿命化を図ることが必要であり、これらの課題について、国営・道営の整備基準や事業制度などを理解し、各事業調査を踏まえ、各地域における意見交換や方向性の議論を進めていく必要があります。

2 施策の方針

国・北海道への事業予算確保を要望し、計画的な土地基盤整備を**進め**安定的な農業生産を支援します。

対象	農地・土地改良施設・農業用水施設・農業経営体
意図	土地基盤の計画的整備が図られる 土地改良施設・農業用水施設の整備と適正な維持管理が図られる
結果	基幹産業である農業の生産基盤となる、農地・土地改良施設・農業用水施設を整備・管理することで、農業経営の安定化と農業産出額の維持・向上を図る

3 施策の主な内容

(1)土地基盤整備の推進

- ・農業生産の基盤となる農地の整備については、北海道が事業主体となる「道営土地改良事業」に参画し、農村地域を巡回するかたちで計画的に整備を進めており、今後においても各地域における課題に応じた工種・事業量を定め、計画的に実施します。
- ・緊急的な課題対応や比較的小規模な土地基盤整備は、「**団体営土地改良事業**」(主に市町村が実施主体)による整備**に向け、関係機関との協議や調査を進めます。**
- ・農道補修事業については、農家戸数の減少や経営規模拡大により複数共同利用路線が減少していくことから、利用条件によっては、複数共同利用路線を一戸利用路線も対象とするなど、要件の見直しを検討します。

(2)農業用水の安定供給

- ・「国営かんがい排水事業 芽室川西地区」の実施により、美生ダムの機器更新・補修や小水力発電施設の整備などを進め、農業用水施設の保全と維持管理費用の軽減を図ります。また、帯広市と連

携し「維持管理協議会」の設立と新たな管理体制の準備を行います。

- ・「国営かんがい排水事業 十勝川左岸2期地区」の実施により、屈足ダムの機器更新、用水施設改修などの整備を進め、農業用水施設の保全と維持管理費用の軽減を図ります。

(3) 農業排水施設の保全・整備

- ・「国営かんがい排水事業 十勝川左岸2期地区」の実施により、近年の降雨形態変化による流出量の増加から、湛水被害が発生している排水路の再整備を進めます。
- ・その他老朽化した施設の保全や明渠排水路の再整備に向け、町内全域の現状把握や具体的な被害の状況把握を行い、中長期的な観点で、営農形態に即した基幹排水路等全体の排水路整備について、関係機関との協議や調査を進めます。

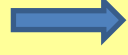
(4) 土地改良施設の維持管理

- ・各地区環境保全組合で進められてきた「多面的機能交付金」を活用した活動を継続し、地域による農業・農村環境の維持管理活動を支援します。
- ・パトロール強化による施設確認や修繕などにより、長寿命化や防災・減災に結びつく適正な維持管理に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
① 土地改良事業整備済み面積	土地改良事業一覧表による面積	20,671ha (R3)	20,881ha
② 良好に管理されている明渠施設の延長	農林課調べ	236.8km (R3)	236.8km
③ 利用できる農業用水施設の延長	農林課調べ	444.8km (R3)	470.7km

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
土地基盤整備の推進 道営土地改良事業参画事業	農林課		実施			
農業用水の安定供給 農業用水施設維持管理事業	農林課		実施			
農業排水施設の保全・整備 土地改良施設維持管理事業	農林課		実施			
多面的機能支払 支援の継続 多面的機能支払交付金支援事業	農林課		実施			

1-1-4 地域林業の推進

主管課 農林課

1 現状と課題

国内の林業産出額は昭和55年の約1.2兆円をピークに近年は5千億円前後で推移しており、木材価格も需要の低迷や輸入材との競合により長期的に下落を続け、近年はほぼ横ばいで推移しています。

このため、林業の採算性は悪化し、経営意欲・所有意欲のない小規模・零細・高齢の森林所有者が増加している状況です。

本町においても、林業を取巻く状況は国内と同様であり、伐採後の山林を農地にするなどの他用途化により森林面積は減少傾向にあります。

平成28年5月に閣議決定された「森林・林業基本計画」においては、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、CLTなどの新たな木質部材や非住宅分野における新たな木材需要の創出と、主伐と再造林対策の強化などによる国産材の安定供給体制の構築を両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされました。

また、平成31年4月から「林地台帳制度」の運用が開始され、町が森林所有者や境界などの情報を一元的に取りまとめ、適切な森林整備のために林業事業体などに台帳情報を提供しており、さらには令和元年度に創設された「森林環境譲与税」を活用し、一層の地域林業の振興に寄与する取組が必要です。

本町においても、十勝管内で連携する森林認証協議会に参画し、認証材としての高付加価値化を進めるとともに、新たな国の制度に対応する必要があります。

近年は、鳥獣・虫害や気象災害による森林や林道の被害も増加傾向にあり、特に奥地の被害状況把握に関しては時間を要することから、今後も関係機関との連携を密にし、対応機材の導入も含めて検討が必要です。

また、災害などの未然防止の観点から、公益的機能の発揮が期待される既存の保安林などの維持管理の継続とともに、幹線防風林などの新たな配置についても早期に取り進める課題です。

本町の豊かな森林を将来へ引き継ぐため、森林所有者に限定することなく、自然に親しむ機会を設けることで、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止効果や生物多様性の保全など、森林のさまざまな効用について町民の理解を深める啓発活動も重要な取組となります。

今後も「芽室町森林整備計画」や「芽室町地域材利用推進方針」などの計画に基づき、森林資源の適切な管理や循環利用を計画的に推進することが重要となります。

2 施策の方針

森林が持つ多面的機能の理解促進と、機能に応じた森林の整備・保全を進めます。

対象	町民・町有林・私有林・森林所有者
意図	森林が持つ多面的な機能について町民の理解を深める 計画的な保育・造成などにより森林を適正に管理する
結果	森林が持つ多面的・公益的機能(災害防止・水源かん養・生物多様性の保全・生活環境の保全・地球温暖化防止など)が発揮される

3 施策の主な内容

(1) 町有林及び附帯施設の管理事業の推進

- ・個別計画に基づき、国や関係機関の事業も活用しながら町有林の適正な管理と更新を行い、森林の持つ公益的・多面的機能の維持向上を図ります。
- ・防災・減災の観点から、既存の保安林の適切な管理を行うとともに、令和2～3年度において実施した風向・風速調査の結果データを基に、新たな幹線防風林の造成などの検討を進めます。
- ・林道や林道橋など附帯施設の点検・維持管理を行うとともに、必要に応じて路網の整備を行います。

(2) 民有林振興事業の推進

- ・森林の持つ公益的・多面的機能の保全・維持向上を図るため、造林や除間伐、野そ駆除に係る事業に対する支援を継続します。
- ・民有林が計画的かつ適切に維持管理されるよう、森林経営計画の作成や森林認証制度への参加を支援します。
- ・**森林環境譲与税の活用及び林地台帳制度の運用により、森林の適正な維持管理と不足する林業の担い手確保対策を検討します。**

(3) 森林・林業への理解促進と森林保全

- ・植樹祭などの自然に親しむ機会を設け、森林のさまざまな効用について理解を促進し、将来へ残すべきものという認識を高めることで、森林の保全と林業への理解を促進します。
- ・林業関係団体などへの参画を継続し、必要に応じてパトロールや治山事業などを実施するなど、森林保全に努めます。

(4) 地域林業の振興

- ・建築物などへの地域材利用、新たな木材製品・技術の普及や木質バイオマスの利用については、関係機関と連携しながら取組を進めます。
- ・日EU・EPAの動向や関連対策などについては、関係機関と連携しながら情報把握と必要に応じて対応の検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①森林が持つ多面的機能を知っている市民の割合	住民意識調査	89.8% (R3)	90.0%
②適正に管理されている町有林面積の割合	森林調査簿より	99.6% (R3)	99.0%以上
③適正に管理されている私有林面積の割合	森林調査簿より	94.9% (R3)	95.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
町有林及び附帯施設の管理事業の推進 ・計画的な森林施業の実施	農林課		実施			
民有林振興事業の推進 ・森林所有者による除間伐事業などへの支援	農林課		実施			
森林・林業への理解促進と森林保全 ・自然に親しむ事業などの実施	農林課		実施			
地域林業の振興 ・森林認証制度の活用などによる地域材利用の促進	農林課		実施			

1-2-1 地域内経済循環の推進と商工業の振興

主管課 商工労政課

1 現状と課題

本町の商工業は、基幹産業である農業を核に振興・発展してきましたが、時代の変遷とともに、商業と工業の現状と課題の違いが顕著となって表れ、商工業の調和のとれたまちづくりが課題となっています。

また、令和2年1月以降、国内で急速に拡大した新型コロナウイルス感染症によって、人やモノの移動が制限を強いられ、社会経済活動に甚大な影響を受けることとなりました。

商業にあつては、道路網整備及び郊外型大型店の出店などに伴い、生活圈や経済圏の広域化による町外への消費流出を余儀なくされるなか、町では交通、商業及び集客の核施設として駅前広場整備と併せ再開発ビル「めむろ〜ど」の建設、道路事業を基盤とした商店街整備、借り上げ公営住宅によるまちなか居住の促進などのハード事業と、「芽室町買い物スタンプカード事業」「プレミアム付商品券販売支援」「住宅リフォーム奨励事業」などソフト事業により、現在まで町外への消費流出の抑制及び町内消費の喚起を図ってきました。近年のネット通販の普及など新たな流通経路による消費流出の加速化に対応するとともに、感染症対策と経済活動の両立に向け、経営構造転換と併せて落ち込んだ消費の回復・拡大を図るべく、消費刺激策やキャッシュレス化の対応への支援などを進めてきましたが、一層の町内消費の喚起、地域内経済循環を促進するための方策の検討が必要となっています。

また、経営層の高齢化や店舗の老朽化により、駅前地区を中心として空き店舗、空き地が点在するなど、駅前地区の商店街の持つ中心性が低下し、商店街形成に大きな影響を与えています。町での空き店舗対策は、町民が集う交流スペースの設置による副次的な活用にとどまっており、商店街形成を図るためにも新規開業や新たな事業分野開拓への支援など、多様な活用策の検討が重要となっています。

工業系企業においては、東工業団地、西工業団地、弥生工業団地に約310社の企業が立地し、基幹産業である農業と連携した相乗効果により持続的な発展を遂げており、道東自動車道及び帯広広尾自動車道インターチェンジへのアクセスの利便性を背景に、立地の引き合いが多い現状にあります。しかしながら、現在提供できる工業団地は狭小であることから、企業要望に応じられなくなっており、新工業団地(第6工業団地)造成が急務となっています。

また、近年、我が国の中小企業では人手不足が深刻化し、工業団地における企業においても人手の確保に苦慮しています。企業の持続的成長のためには安定した労働力確保が必要とされていることから、雇用促進住宅の整備、芽室町ハローワーク(無料職業紹介所)の運営など、企業の労働力確保対策を支援する取組を行ってきました。将来的な人口減少に伴い、今後もより一層の人手不足が見込まれることから、企業と連携した取組を継続していくことが重要となります。

2 施策の方針

農業を軸とした産業連携による商工業の振興及び企業誘致と地域内経済循環を進めます。

対象	商工業者・工業系企業
意図	町内消費の拡大と産業連携による地域内経済循環を図る 企業誘致・支援による工業団地内企業活動の維持・拡大を図る
結果	雇用・税収の確保 町内消費の増加

3 施策の主な内容

(1)「まちなか再生の推進」に連動した商店街活性化と地域内経済循環の促進

- ・「まちなか」の集客力の源となる「魅力ある個店」づくりや、誘客・顧客化の取組を支援し、来街機会の増加により、商店街の活性化を図ります。
- ・駅前地区を中心に存在する空き家・空き店舗・空き地の活用方策を検討し、効果的な土地活用を進めます。
- ・「めむろ駅前プラザ」「めむろステーションギャラリー」など、町民が集い、利用するスペースを継続して運営するとともに、施設の老朽化に対応した改修を行います。

・町内消費の喚起、地域内経済循環を促進するため、既存事業の継続・見直しも含め、新たな視点での経済循環事業に取り組みます。

(2) 中小企業・小規模事業者に対する支援

- ・芽室町商工会と連携し、中小企業・小規模事業者支援体制を強化します。
- ・販路拡大や新商品開発、**新たな事業分野開拓**など中小企業・小規模事業者の経営力強化を支援します。
- ・国や北海道と連携し、中小企業・小規模事業者における労働生産性の向上を支援します。

(3) 起業に対する支援

芽室町商工会、金融機関と連携した**起業・創業者向けの事業を継続・充実するほか、起業の基礎知識を学ぶ**起業セミナーや**専門家との個別相談**など、起業・創業者に対する支援を行います。

(4) 新工業団地(第 6 工業団地)の造成と企業誘致

- ・新工業団地の造成を目指した取組を進めます。
- ・交通アクセスなどの利便性と、優良農畜産物の産地である強みを生かし、農業関連企業を中心とした企業の誘致を継続して進めます。

(5) 立地企業への支援

- ・立地企業における、新たな投資などを支援します。
- ・人手不足を解消するための支援を行うとともに、**すべての求人企業と求職者にきめ細やかな支援ができるよう継続して芽室町ハローワークを運営します。**

(6) 関係団体・組織との連携による商工業の振興

- ・芽室町商工会やJAめむろ、みなくる商店会など、各種関係団体・組織と連携し、産業連携による商工業の振興を図ります。
- ・町、芽室町商工会による「芽室町商工業振興戦略会議」を継続し、商工業振興策の充実及び強化を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①製造品出荷額・ 商品販売額	工業統計調査 経済センサス	756 億円(R2) 795 億円(H28)	900 億円 700 億円
②納税義務者 1 人当たりの町民税額	「市町村税の概要」 (北海道調べ)	111 千円 (R1)	88 千円以上
③町内でのお金の循環を意識している 町民の割合	住民意識調査	60.9% (R3)	80.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
地域内経済循環の促進	商工労政課		実施			
中小企業(小規模事業者)に対する支援	商工労政課		実施			
起業に対する支援	商工労政課		実施			
新工業団地(第 6 工業団地)の造成と企業誘致	商工労政課		実施			
立地企業への支援	商工労政課		実施			
関係団体・組織との連携による商工業の振興	商工労政課		実施			

1-2-2 地域資源を活用した観光の振興

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本格的な人口減少社会を迎え、さらには新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内旅行市場が縮小傾向となるなかで、観光客の拡大を図っていくためには、観光目的の多様化に対応しながら、地域の産業を支える関係者が一体となり、新型コロナウイルス感染症への対応とそれらの終息を見通した観光地域づくりを進めることが必要となっています。

本町は、十勝の空の玄関口であるとかち帯広空港から車で30分圏内に位置しており、道東自動車道の芽室インターチェンジや十勝平原サービスエリアを有することから、交通アクセスの強みを生かした取組を進めてきましたが、多様化する観光ニーズに対応するためには、従前までの取組に加え、基幹産業である農業をベースに豊かな自然景観や食など、本町が持つ多彩な資源を生かした魅力ある滞在型・体験型の観光地づくりを進めていくことが必要となっています。そのため、観光振興の中心を担う芽室町観光物産協会をはじめとして、JAめむろや芽室町商工会など関係団体が農商工連携による観光・交流を軸とした地域づくりを戦略的に推進することが重要です。

また、全国的な少子・高齢化、人口減少が進み、本町のまちづくりの担い手減少が想定される中、住所を有していなくても本町に継続的・多様な形でかかわる交流人口・関係人口づくりが求められています。このことから、芽室町の観光資源を活用した魅力的な独自の取組やホームページやSNSなどを活用した情報発信、さらには観光ガイドの育成など受入体制・組織・人材育成の充実を図る必要があります。

なお、本町の歴史ある観光資源のひとつである「新嵐山スカイパーク」は、運営の効率化及びサービス向上の観点から、第3セクターによる運営を行っていますが、経営可能な運営のあり方の検証を踏まえ、効果的・効率的な施設整備を進めながら、町民にとって誇ることのできる、魅力ある場所を目指した取組が求められています。

2 施策の方針

農業や景観、食、人など本町の地域資源を活かした観光による魅力づくりを行うため、本町のブランド力の戦略的な活用を図りながら、観光誘客の促進を目指します。

対象	町外観光客
意図	観光客の滞在時間と日数を増大させ、観光消費の拡大を図る 観光資源が認知され、新規観光客とリピーターを獲得する
結果	芽室町が道内・国内・海外に発信される 交流人口の増で消費の拡大につながる

3 施策の主な内容

(1)新嵐山スカイパークの基本方針

本町最大の観光地であり、着地型観光を推進するための中心的な施設(観光拠点)となる新嵐山スカイパークについては、設置者である町として適切な施設管理を行うとともに、本町を訪れる観光客が豊かな自然や地域のおもてなしを通じて、「芽室町の個性を体感できる場づくり」をコンセプトに施設整備を行い、「町民にとっても自慢できる、誇ることのできる新嵐山スカイパーク」を目指します。また、運営については、「合理化すべきものは合理化する」「投資すべきものに投資する」「行政費用を下げる」の3つの方針に基づき、これまでの多角経営を検証しながら、官民協働の視点を活かした取組を進めます。

(2)地域資源を活用した観光まちづくりの推進

・本町の強みである農業をベースに食や景観、人などの地域資源を生かしながら地域ブランドの要素を盛り込んだ芽室町独自の観光メニュー、体験プログラム(サイクルツーリズム事業や就労キャリア教育観光事業、芽室遺産の活用など)を開発し、魅力の創造と発信を進めます。

- ・発祥の地であるゲートボールを活用したまちづくりを進めます。
- ・多様化する観光客ニーズや外国人観光客に対応するため、個人旅行者や外国人旅行者にとっても利用しやすい観光案内拠点の充実など受入体制の整備や観光情報案内機能の強化を図ります。

(3) 芽室町観光物産協会に対する支援

地域資源を活かした観光・物産振興を推進する組織である芽室町観光物産協会への組織強化に対する支援を行いながら、本町の観光と関連産業の振興を図ります。

(4) 道東自動車道を活用した観光振興の推進

・道東自動車道の整備が進んだことで札幌市からの移動が短縮されたことから、芽室町の観光資源をはじめ農産物やその加工品などの地域資源を活用した道央圏をはじめとする道内各地域からの誘客と経済誘引を図るとともに、十勝平原サービスエリアを活用した地域拠点整備構想の策定に努めます。

・管内各市町村や十勝総合振興局、十勝観光連盟などと連携した道東自動車道の活用を進めます。

(5) 農業を核とした農商工連携による物産振興

農商工連携による物産PRや販路拡大など、本町の基幹産業である農業を核とする観光産業の成長を目指します。また、ふるさと納税に対する返礼品として特産品を贈呈することにより、本町の特色ある物産を全国に広くPRします。

(6) 町民、地元企業との連携及び情報発信の充実

地域全体で観光客を受け入れるため、町民や地元企業が自ら芽室町の観光資源を再認識し、磨き上げ、観光情報を発信していただけるよう、人と人とのつながりによる協働での観光振興を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町外からの観光入込客数	十勝総合振興局 まとめ	R4.7 確定 (R3)	R4.7 確定
②新嵐山スカイパーク利用者数	魅力創造課調べ	R4.7 確定 (R3)	R4.7 確定

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
新嵐山スカイパークの基本方針に基づく施設整備	魅力創造課		実施			
地域資源を活用した観光まちづくりの推進	魅力創造課		実施			
芽室町観光物産協会に対する支援	魅力創造課		実施			
道東自動車道を活用した観光振興の推進	魅力創造課		実施			
農業を核とした農商工連携による物産振興	魅力創造課		実施			

2-1-1 学校教育の充実

主管課 教育推進課

1 現状と課題

令和4年4月現在、町内には、小学校4校(児童数●●●●人)、中学校3校(生徒数●●●●人)が設置され、また、高等学校は公立・私立合わせて2校(全生徒数●●●●人:うち町内生徒数141人)が設置されています。

「社会に開かれた教育課程」の実現を重視した新学習指導要領が、令和2年度は小学校で、令和3年度は中学校で全面実施となり、より良い学校教育を通じて、より良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を身につけさせるとともに、「地域とともにある学校づくり」を推進するというコミュニティ・スクールの取組が重要となっています。

新学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力などの育成のバランスを重視する旧学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、「主体的・対話的で深い学び」の充実により知識の理解や質をさらに高めること、先行実施している道德の教科化など、道德教育や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが求められています。

確かな学力の育成などのため、小学校全学年少人数学級の実施や特別なニーズにきめ細やかに対応した教育の推進、小中学校配置計画に基づく特定地域選択制度の運用、学校施設などの老朽化対策、学校のICT環境の整備や図書・教材の整備、教職員の働き方改革の推進など、安全・安心で質の高い教育環境の充実に向けた取組が重要となっています。

また、少子高齢化・人口減少が進むなか、町に愛着や誇りを持ち、地域の発展を支える人材を育むことが重要であり、「第2期芽室町教育振興基本計画」を策定し、教育施策の総合的・計画的な推進が必要となります。

2 施策の方針

地域社会と連携しながら信頼される学校づくりを推進し、新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを目指します。

対象	児童生徒
意図	確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、未来を切り拓くための資質・能力を身につける
結果	児童生徒が社会に出たときに自立できる

3 施策の主な内容

(1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

- ・新学習指導要領の着実な実施とともにその推進体制の検討や、基幹産業である農業や町の歴史、文化など郷土に根ざした特色ある教育活動を推進します。
- ・小学校全学年少人数学級の実施推進や習熟の程度に応じた指導などの工夫によるきめ細やかで質の高い学びの実現を目指します。また、全国学力学習状況調査や学校評価の実施などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るため、各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立に努めます。
- ・小学校における外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備のため、外国語指導助手(ALT)の配置のほか、教員の研修の機会の確保に努めます。
- ・学習規律の確立や家庭学習習慣の定着など、学びをつなぐ小中連携事業を推進します。

(2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成

- ・学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて考えを深めるとともに、道德的課題に子どもたち一人ひとりが向き合う「考え、議論する道德」の充実に努めます。
- ・主権者教育、キャリア教育、人権教育、情報モラル教育、環境教育などの推進とともに、体験活動や文化芸術体験の充実に努めます。

- ・いじめの未然防止や早期解消に向け、組織的な対応を強化するとともに、いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導に当たる教員に対して、スクールライフアドバイザーや**教育支援センター**指導員を活用した助言・相談などの教育相談活動事業の充実を図ります。
- ・**関係機関と連携し、複合的かつ総合的に不登校支援を実施する不登校支援システムを構築・明文化し、登校に困難を抱える児童生徒への多様な学びの保障に努めます。**

(3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

- ・学校給食を活用した食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導などの健康教育を推進し、**食育指導体制の充実を図ります。**また、学校給食の提供を基本とし、食物アレルギーなどに対する代替食の提供など、**児童生徒の健やかな成長発達を支援します。**
- ・「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、**食を支える**本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学び、**地元産食材の魅力を知ること**で、**食を支える人への感謝と地元への愛着を育む食育・食農教育活動**として継続して実施します。
- ・全国・全道大会出場助成やスポーツ機会の充実による体力向上方策の推進を図ります。
- ・災害の予防などの知識向上及び地震時などにおける避難などの実践活動の習得など、防災教育や安全教育などを**推進**します。

(4) 特別なニーズに対応した教育の推進

- ・特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、より一層きめ細やかな対応に資するため、教育活動指導助手や学校支援員を学校に適正に配置し、特別支援教育の充実を図ります。
- ・幼稚園・保育所と小学校の間での児童個々の就学指導に有効な情報提供・意見交換を目的としたカンファレンスの実施や、就学後のつまづきを早期に発見し、つまづきに応じた支援を早期に開始することを目指した小学校における「読み書き支援スクリーニング」のほか、就学などの各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、「地域コーディネーターを複数配置」するなど、発達支援システムを推進します。

(5) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び連携強化を進め、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を推進します。**また、社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールを基盤として、芽室町教育研究所が調査・研究を進めている、小・中9年間を通じた探究・提案・発信型の未来志向の学びである「めむろ未来学」の実践検証を進めます。**
- ・上美生小・中学校では地域との連携を図りながら山村留学制度を継続して推進します。

(6) 教育の機会均等などの確保に向けた方策の推進

- ・就学援助、私立高校生徒授業料補助、大学等奨学金など、教育費用の負担軽減を図るため、各学校段階に応じた就学支援を推進します。
- ・「人口減少克服・地方創生」の視点から、定住促進策として大学等奨学金一部償還免除制度を実施します。

(7) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

- ・学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たすため、**学校施設等長寿命化**や多様なニーズに対応するための整備を推進します。また、老朽化が進む給食センターの施設や設備は、年次計画に基づき計画的な整備に努めます。
- ・学校図書館の充実や時代に合った教材備品などの整備を図ります。
- ・**GIGAスクール構想の実現に向け、「芽室町教育委員会 ICT整備・活用指針」に基づき、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付け、ICTを活用したあらゆる学習を実現するため、学校のICT環境整備に努めます。**
- ・プログラミング的思考の育成を図る学習教材やAIドリルを活用し、児童生徒一人一人の能力や適性に応じた個別最適化された学びを推進します。
- ・遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安定的な運行体制の確立に努めます。

- ・児童生徒の教育に直接携わる教員は、子どもたちや保護者の信託に応え、責任ある教育活動を展開しなければならないことから、教育の専門家としての資質・能力の向上を図るための研修・研鑽の機会の確保に努めます。また、教職員の働き方を推進するため在校等時間の把握を継続し、校務支援システムの導入などの整備に努めます。
- ・教職員住宅の在り方を検証し、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、教職員の福利厚生の実施を図ります。
- ・保護者の意見などを踏まえ、学校選択を認める特定地域選択制度を継続する小中学校配置計画を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	72.9% (R3)	80.0%
②「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	79.5% (R3)	80.0%
③「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	87.7% (R3)	90.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
少人数学級の実施や特別支援教育の充実	教育推進課		実施			
外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備	教育推進課		実施			
学校図書館の充実や学校ICT環境などの整備	教育推進課		実施			
発達支援システムの推進や不登校支援システムの構築	教育推進課		実施			
安全・安心で美味しい学校給食提供のための設備更新及び体制の充実	教育推進課		実施			
学校施設の長寿命化、防災機能強化の推進	教育推進課		実施			

2-1-2 社会教育の推進

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組む、人と人とがふれあい、町全体が活力に満ちていくことを目指しています。そのためには、町民一人ひとりの学習意欲を喚起することが重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに取り組んできました。

また、中央公民館や図書館などの社会教育施設は、町民の学習活動の拠点施設として、町民のニーズを把握し各種教室などの実施や施設・設備の充実を図っています。

しかしながら、近年は少子高齢化や就労する高齢者の増加、本格的なデジタル社会の進行など社会情勢がめまぐるしく変化しており、住民ニーズも多様化しています。また、多くの社会教育施設で老朽化が進んでおり、長寿命化を見据えた計画的な対応が必要となっています。

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身につける大切な準備期間であります。そのため、コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の実践・充実を図るとともに、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

また、中・高生が将来、社会で活躍できる人財として自分で考え行動する力を身に付けられるよう、学生の立場から地域に積極的に入り地域課題に向き合う探求心を育む場の提供も必要となります。

充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスが大切とされており、私生活においても一人ひとりが自発的に学ぶことに意欲をもって取り組み、学ぶ喜びを感じることで、生涯を豊かに過ごすことができます。そのため、講座・教室の開催や情報の提供だけでなく、主体的な学習活動を支援し、自ら学んだ喜びや達成感を得られるような支援が必要となります。

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、高齢者が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられます。学習機会の提供である「めむろ柏樹学園」は開設から40年以上が経りましたが、対象となる高齢者が増加していくなか、入園者数は減少傾向にあります。就労する高齢者の増加や交通手段の確保などの多くの課題があり、それらに対応した学習活動への支援や健康づくりに向けた取組が必要となります。

2 施策の方針

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。

対象	町民
意図	「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整備する
結果	町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組む、人と人とがふれあい、心豊かに充実した生涯を過ごせるまちづくり

3 施策の主な内容

(1) 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実

- ・確かな学力の向上のための学習習慣の定着や、豊かな心の育成を目指し、寺子屋めむろや野外体験活動などの充実を図り、子どもの主体的な学習や活動を支援します。
- ・国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。
- ・食育の推進のため地元の安全・安心な食材を使った体験学習や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、規則正しい生活習慣の定着を図ります。
- ・乳幼児期や児童・生徒の読書習慣の導入に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出、移動文庫などを行い子どもの読書活動の推進を図ります。
- ・将来、社会で活躍できる人財育成を目指した事業の充実を図るため、芽室ジモト大学事業をはじめ、関係機関・団体とともに、地域と連携した取組を継続して積極的に実施します。

(2) 地域学校協働活動の推進

- ・コミュニティ・スクールの活動において、地域と学校が連携し子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の充実を図ります。
- ・町民それぞれがもつ知識や技術を地域社会に還元いただく機会として、地域学校協働活動への参画を推進し、地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化に繋がります。

(3) 学習支援体制の充実

町民が自発的に学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での教室・講座やグループでの取組など、学習情報の提供に努めます。

(4) 高齢者の学習機会の充実による社会参加の促進

- ・高齢者の学習機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容の充実を図りながら継続します。
- ・高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導などを通じて子どもたちと交流を図るなど社会参加の機会を提供します。

(5) 社会教育施設の機能の充実

- ・中央公民館や図書館などの社会教育施設は学習活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ・特に図書館機能に求められる電子書籍については、年次計画に基づく計画的な導入を進めます。

(6) 社会教育関係団体の支援

PTAや青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動について、自主的な社会教育活動が行えるよう支援します。

(7) 教育振興基本計画の推進

町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組、心豊かで輝き続ける地域づくりを目指し、「教育振興基本計画」に基づき、社会教育施策の計画的な推進を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
① 児童生徒の社会教育事業への参加者数	生涯学習課調べ	R4.4 頃確定 人	R4.4 頃確定 人
② 生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	76.0% (R3)	80.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
少年教育活動運営事業の充実	生涯学習課	→	実施			
子どもの読書活動の推進	生涯学習課 教育推進課	→	実施			
社会教育施設の機能充実	生涯学習課	→	実施			
コミュニティ・スクール 地域学校協働活動の実施	教育推進課 生涯学習課	↗	実施			
高齢者の学習機会の充実と社会参加(ボランティア)の充実	生涯学習課	→	実施			

2-2-1 地域文化の振興

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

文化・芸術活動の推進は、人々の創造性や感性を育み心豊かに暮らすため、また、特に青少年の豊かな創造性や情操を育むうえで重要な取組です。

このため、町民の自主的活動の推進を図るとともに、優れた作品や活動に触れる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の提供は非常に重要な役割を果たしています。

本町では、中央公民館などの社会教育施設や地域コミュニティ施設を利用して、文化協会加盟団体や各種サークル活動など、多くの町民が文化活動を実践しています。

また、町民の創作活動の発表の場でもある町民文化展の開催、町民と行政の協働による芸術鑑賞事業や親子芸術鑑賞会開催への支援を行い、町民が芸術に触れる機会を提供しています。

しかしながら、文化活動の中心を担っている文化協会や町民の手で生み出された「郷土芸能メムオロ太鼓」保存会は会員数の減少、後継者の確保などが大きな課題となっており、それらに対する支援が必要となっています。

町民個々の文化活動に対するニーズが多様化していることから、個々の活動のサークル化への働きかけや文化・芸術サークルの把握、活動支援、町民に対する情報提供を行うことが重要と考えられます。

町民の共通の財産ともいえる文化財は、生活用具や農作業用品などをふるさと歴史館で保存管理しています。町内には当時をしのぶ生活用具などが数多くあると考えられますが、実態は把握しきれず、世代交代が進むなかで、それらの貴重な資料が処分されることが危惧されます。

しかしながら、郷土資料の保存展示を行い、特に青少年がふるさと芽室を学ぶ貴重な施設となっていることから、今後も先人たちのこれまでのあゆみや努力を後世に伝えていくためにも、資料の収集・保存、郷土学習の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用を進めます。

対象	町民
意図	文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり
結果	心豊かに暮らせるまち

3 施策の主な内容

(1)文化芸術鑑賞機会の提供

- ・町民の参画による文化芸術鑑賞会を開催するとともに幼児の情操教育のために親子芸術鑑賞会開催を支援します。
- ・町民の創作活動の発表の場である町民文化展の充実を図ります。また、町民文芸誌の発行を支援します。
- ・優れた作品や活動に触れる「一流を見て、聴いて、学ぶ」事業を引き続き実施します。

(2)文化活動団体、サークルなどの活動支援

- ・文化協会加盟団体やサークル活動の場として中央公民館など公共施設の使用を促進し、ニーズにあわせた施設整備を進めます。また、文化協会などの団体活動に対し支援を行います。
- ・公民館講座受講生や個人活動のサークル化を促進し、さまざまな文化活動の情報提供に努め、文化活動をはじめめるきっかけづくりや、文化活動に対するニーズの多様化に対応します。
- ・郷土芸能メムオロ太鼓保存会の活動支援を行います。

(3)文化財の調査・保護の推進

- ・町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。
- ・町民などが保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。

(4)ふるさと歴史館の活用促進

博物館としての機能(収集、保存、展示、調査、学習など)の充実を図ります。新たな資料の収集や展示のリニューアル、体験コーナーの活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	73.0% (R3)	78.0%
②文化活動への参加者数	生涯学習課調べ	R4.4 頃確定 人	R4.4 頃確定 人

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
芸術鑑賞会等開催事業 「一流を見て、聴いて、学ぶ」	生涯学習課		実施			
文化団体・サークルなどへの支援	生涯学習課		実施			
ふるさと歴史館の展示改修・活用	生涯学習課		実施			
町指定天然記念物芽室公園の柏の木の保全	環境土木課		実施			

2-2-2 スポーツしやすい環境づくり

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、町民の健康増進と皆スポーツを目指し、各種スポーツ教室の開催、**本町発祥の**ゲートボールの推進、体育会の運営と所属する団体やスポーツ少年団に対する支援体制を整備するなど、**スポーツ振興**と健康増進を図る**取組を実施**しながら町民相互の交流を深めてきました。

町内の社会体育施設は、公共施設等総合管理計画と**社会体育施設再整備構想**に基づき、**適切な施設の更新や維持管理**などを行う必要があります。**喫緊の課題として老朽化の著しい町営水泳プールの建替事業を実施し、令和5年度から新プールの供用を開始します。**

町営水泳プールの建替事業実施後の社会体育施設整備については、旧プールの跡地や総合体育館を含めた芽室公園内施設の整備に加えて、町全体の施設について計画的に整備を進める必要があります。

スポーツ推進委員には、**各種スポーツ事業への参画による指導や助言のほか、今後のスポーツ振興への提言や町と関係機関・団体が密接な連携を図るうえで調整などの役割を担うなど、新たな業務への活動が期待されます。**

発祥の地であるゲートボールは、昭和22年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、**これまで全国各地から多くのゲートボール愛好者を迎えて全国大会を開催するなど、競技の普及振興に努めてきましたが、競技人口は急激に減少しており、競技としての存続自体が危惧される状況です。**

このことから、ゲートボールの再生に向けたさまざまな取組を、町主導のもと関係機関・団体との連携により加速させる必要があります。

また、スポーツ活動における指導者の高齢化やなり手不足に対する支援、多様化するスポーツ機会に対するニーズへの対応策を検討し、**安定的な指導者の確保と継続して取り組むことが可能な組織体制の強化が求められます。**

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、スポーツの振興を図る必要があります。

2 施策の方針

町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりを**進めます。**

対象	町民
意図	いつでも気軽に自由にスポーツできるようにする
結果	健康で明るいまちづくりを実現する

3 施策の主な内容

(1)多様なニーズに応じたスポーツ活動と運動機会の提供

- ・社会体育施設利用者の年代や目的など多様なニーズに対応するための方策を検討し、**各種スポーツ教室やスポーツプログラムを整備するとともに、健康増進のために気軽に参加できる運動機会を提供**します。

(2)体育会・関係団体の連携と支援

- ・自主的な各種スポーツ競技団体の活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。
- ・プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を**体験できる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会を確保**します。
- ・スポーツ活動における指導者不足に対する支援策として、**指導者派遣の活用や新たな活動主体の構築などを検討し、安定的な指導者の確保と継続して取り組むことが可能な組織体制の強化を進めます。**

(3) 発祥の地ゲートボールの普及振興

- ・ゲートボールの再生に向けて、日本ゲートボール連合が取り組む「ゲートボール再生プロジェクト」と本町の普及活動「挑戦の流儀」に基づき、ゲートボールの灯を絶やさず再燃させることを目指します。
- ・ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる競技であると感じられる環境づくりに努めます。
- ・町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。

(4) 社会体育施設の機能の充実

- ・町全体の社会体育施設について、指定管理者との連携により適切な維持管理や施設運営におけるサービス向上に努めるとともに、社会体育施設再整備構想に基づく計画的な整備を進めます。
- ・各種スポーツ教室や団体、個人などの施設利用者が安全に楽しくスポーツができるよう、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ・新たな町営水泳プールの供用開始に伴い、接続する施設や総合体育館を含めた複合機能一帯のサービス向上を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	83.5% (R3)	95.0%
②芽室町内の体育施設利用者数	利用実績	R4.4 頃確定 人／年	R4.4 頃確定 人／年
③高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	生涯学習課調べ (教室・講座数)	R4.4 頃確定 回／年	R4.4 頃確定 回／年

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
年代、目的に応じたスポーツ教室などの開催 「一流を見て、聴いて、学ぶ」	生涯学習課		実施			
ゲートボールの普及拡大 ゲートボールの再生に向けた計画「挑戦の流儀」の実施	生涯学習課		実施			
社会体育施設の計画的な整備・更新	生涯学習課		実施			

3-1-1 生涯を通じた健康づくり

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

国では、平成24年7月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」として、平成25年度から令和5年度(計画期間を1年延長)まで「21世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」を推進しています。平成25年6月には、閣議決定された「日本再興戦略」において、レセプトなどを活用した保健事業を推進することとされており、国が示した保健事業の実施等による指針に基づき、PDCAに添った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための実施計画(データヘルス計画)を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善などを行うこととしています。

本町では、保健事業などに関する計画として「芽室町総合保健医療福祉計画」を上位計画とした「芽室町健康づくり計画」をはじめ、「芽室町データヘルス計画(保健事業実施計画)」や「芽室町食育推進計画」を策定し、さまざまな事業などに取り組んでいるところです。また、これらの計画は、現状に即した取組が行えるよう、国や北海道の動向や新たな課題に対応した見直し・改正などを行っています。

また、令和2年4月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して、後期高齢者の健康維持・フレイル予防を包括的に支援していく新たな体制整備が進められ、令和3年度から高齢者の保健・介護一体的実施推進事業を実施しています。

令和2年度における本町の介護保険第1号被保険者の有病状況では、生活習慣病に起因する糖尿病および脂質異常症が3割、高血圧が5割を占めています。また、データヘルス計画の中間評価における健診データでは、肥満や血糖、HbA1cの有所見者の割合が高い状態が続いています。本町における状況からも、健康寿命を延伸し、平均寿命との差の縮小に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上、精神的・時間的にゆとりのある生活の確保が困難な人や、健康づくりに無関心な人も含めて健康を支え守るための環境整備が求められます。

これからの長寿社会を地域とのつながりをもって健やかで心豊かに生活できるよう、生活習慣病の発症予防や重症化予防を目指した事業を展開することが重要となります。そのため、若い年代から生活習慣病予防への意識づけ、ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていく必要があります。

2 施策の方針

運動や食生活の改善などの推進により、健康的な生活習慣や食習慣を促すとともに、健診・保健指導などにより、自らが行動し生活習慣病を予防する健康づくりを進めます。

対象	町民
意図	健康的な生活習慣及び食習慣を身につけてもらう 生活習慣病の有病者・予備群を減少させる
結果	心身ともに健康で生き生きと健やかに暮らせる

3 施策の主な内容

(1)健康づくりに向けた体制整備

- ・妊婦や乳幼児をはじめ青壮年期、高齢期の方々に対する健康診査や健康相談・予防接種などの事業の充実を図るとともに、健診を受診する動機づけや健康づくりに関する啓発活動を行います。
- ・相談支援体制や保健・医療・福祉などの関係機関との連携体制を充実します。
- ・町民自らが健康づくりに取り組めるよう、出前健康講座の周知、生活習慣改善教室や健康ポイント制度の充実を図り、環境づくりを行います。

(2)学校・家庭・地域などの連携

- ・将来を担う次世代の健康を支えるため、生活習慣病予防の取組を行い、子どもの頃から健康に

- 対する意識を高めるとともに、学校・家庭・地域などの連携を密にした健康づくりを推進します。
- ・健康づくりを目的とした住民組織活動などの支援を行います。

(3)生活習慣病の発症予防と重症化予防

- ・生活習慣病を予防するために、健康づくりの普及・啓発を行い、健診の受診勧奨、健診受診による疾病の早期発見・早期治療を推進し、合併症の発症や重症化の予防対策を進めます。
- ・健全な成長を促すため、乳幼児期、思春期、青壮年期、高齢期のライフステージに応じた健康や栄養などの情報の提供、相談助言などを充実するとともに、保健と医療の連携強化を図ります。

(4)社会生活を営むために必要な機能の維持・向上

- ・若い世代から食習慣、運動、歯やこころの健康などについて、より良い生活習慣を身につけ、また、高齢になっても可能な限り社会生活を営むための機能を維持できるよう支援を行います。
- ・働く世代のストレス対策をはじめとするこころの健康づくりは、地域社会全体での取組が必要であり、広報などを活用した情報発信、講演会の開催や健康相談、地域や団体・職場などでの健康講座を継続するとともに、関係機関との連携を強化し相談支援を行います。

(5)食育の推進

- ・食に関する健康情報が氾濫するなか、若い世代をはじめあらゆる年代においても、正しい情報の選択ができ、また正しい食習慣が身につけられるよう、広報などを活用した情報発信や講演会の開催、健康講座などを行い、正しい知識の普及啓発を行います。

(6)特定健診受診率向上の取組

- ・国民健康保険加入者の健康管理を目的に40歳から74歳の方を対象に実施している特定健診の受診率向上のため、節目年齢に対する健診料金の自己負担助成や未受診者対策の特定健診のPR、通院中の方の検査データを受領するなどの取組を強化します。

(7)後期高齢者の健康維持・フレイル予防の取組

- ・健診・医療・介護情報を一体的に分析し、地域の健康課題の分析を行うとともに、支援が必要な対象者を明確にし、個別的支援および通いの場などへの支援を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①日頃から健康的な生活習慣を身につけている方だと思う町民の割合	住民意識調査	65.2% (R3)	70.0%
②特定健診受診率	健診等成果	34.0% (R2)	60.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
特定健康診査・特定保健指導	健康福祉課		実施			
各種がん検診事業	健康福祉課		実施			
成人健康教育相談事業 児童生徒健康教育	健康福祉課 子育て支援課		実施			
成人食生活改善事業	健康福祉課		実施			
保健・介護一体的事業推進事業	健康福祉課 高齢者支援課		実施			

3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展

主管課 公立芽室病院

1 現状と課題

公立芽室病院は、昭和15年1月の開設以来、町内唯一の病院として、芽室町のみならず西部十勝地区の地域医療を担ってきました。この間、通常の外来・入院診療のほか健康診断、特定健診、予防接種などの公衆衛生活動、在宅患者への訪問診療の実施など、医療・介護・保健・福祉を継続的・一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の医療拠点として、地域住民の暮らしを守る活動を行っています。

近年、全国の公立病院が医師不足などによる経営状況の悪化により、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になったことから、国は、平成19年と平成27年の2回にわたり公立病院改革ガイドラインを策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対して、公立病院改革プランの策定とそれに基づく病院事業の経営改革への取組を要請しました。

また、国においては、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービスの体制を築く目的で、都道府県に対し将来の医療需要と病床の必要量を推計し、地域の実情に応じた「地域医療構想」の策定を要請し、北海道においては、平成28年12月に「北海道地域医療構想」を策定しました。

これらのことを受け、本町では、平成29年5月に「公立芽室病院新・改革プラン」を策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化などについての方向性を明確にしました。

公立芽室病院は、平成27年度から3年連続で病床稼働率が70%割れするなど、近年、厳しい経営状況が続いています。これらの課題解決に向けて、医療機能の検証と地域の医療需要の把握が必要となります。

今後においては、さらなる高齢化社会の到来による医療ニーズの変化を見極め、十勝圏域の医療機能の分化を念頭に、総務省が示す公立病院経営強化ガイドラインに基づき、「公立芽室病院経営強化プラン」を策定します。入院・外来診療の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの医療拠点としての整備構築に向け、必要とされる在宅医療などへの取組を進めます。

2 施策の方針

公立芽室病院では、地域包括ケアシステムの医療拠点として、また、「地域住民にとって不可欠な病院」として診療機能の充実を図り、町民の理解を得ながら病院づくりを進めます。

対象	公立芽室病院
意図	持続可能な診療機能体制の構築と経営基盤の強化
結果	質の高い医療の提供

3 施策の主な内容

(1) 地域包括ケアシステムの医療拠点としての整備構築

入院・外来診療のほか、訪問診療などの体制整備を進め、「かかりつけ病院」としての機能を充実させ、在宅医療への取組を進化させます。

(2) 地域連携機能の充実

町内診療施設、近隣地区の病院・診療所、専門医療機関、老人保健施設、特別養護老人ホームなどとの連携を進め、地域に必要とされる病院づくりを進めます。

(3) 医療の質の確保

一定水準の医療を提供するため、計画的な医療機器の整備、医療施設などの維持管理、院内における各種委員会活動の推進などを図ります。

(4) 予防医療提供の推進

各種健診体制の充実を図り、予防医療に取り組みます。

(5) 医師の確保

診療体制を確保するため、医師確保、常勤医師定着に向けた取組を強化します。

(6)経営の安定化

診療体制の充実を図り、収入の確保(病床稼働率向上、診療報酬改正に対する柔軟な対応)、費用の効率化(人員の適正配置、業務の省力化、診療材料費等の効率化などによる経費の節減、日常的な業務改善)を推進し、経営環境の改善に取り組みます。

(7)医療機能の検証

近年の厳しい経営環境を受け、公立芽室病院の持つ医療機能を絶えず検証し、地域における医療需要を適切に把握し、持続可能な診療機能体制の構築に努めます。

(8)施設整備

経営状況の健全性に留意しながら、将来の増改築や内部改修などの施設整備を検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
① 患者数(外来)	病院決算状況	50,206 人／年 (R2)	75,000 人／年
② 病床稼働率(入院)	病院決算状況	71.1% (R2)	85.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
地域包括ケアシステムの構築	公立芽室病院		実施			
地域連携機能の充実	公立芽室病院		実施			
医療の質の確保	公立芽室病院		実施			
医師の確保	公立芽室病院		実施			
経営の安定化	公立芽室病院		実施			
医療機能の検証	公立芽室病院		実施			
施設整備	公立芽室病院		実施			

3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いています。現代の子育てには「時間」「経験」「知識」が不足しがちであり、適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加や子どもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなります。また、家庭環境やライフスタイル、価値観の多様化により、それぞれが抱える課題も一様ではなく、個々の事情に応じた家庭全体を支える体制づくりが課題となっています。晩婚化や晩産化の傾向も依然として続いており、出産を望む人々が希望する時期に出産できる環境づくりも大きな課題です。

平成24年の児童福祉法改正以降、国は発達に支援を要する子どもが身近な地域で支援を受けられる体制づくりを推進してきました。さらに、医療的ケア児などの特別な支援を要する子どもたちをサポートする支援体制づくりを推進しています。本町では「発達支援システム」を構築し、関係機関のネットワークづくり、職員の専門性向上、施設設備の充実を図ってきました。**令和2年にはシステムの中心的な担い手である「地域コーディネーター」の複数配置を実現し、福祉と教育の連携を強化しました。**早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長にあわせた支援が安定して提供される体制が整備されていることは、子どもたちのその後の社会適応に大きな影響があると考えられており、将来の社会参加を見据えた継続性・一貫性のある支援体制のさらなる充実を図ることが求められています。

家庭での養育における社会的な問題として虐待があります。児童虐待対応件数は**全国的に**増加傾向にあり、虐待の未然防止、養育上の課題の早期発見・早期対応の強化が求められています。子どもたちが現在直面している課題が、将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し対応するための仕組みづくりが必要であり、**要保護児童および要支援児童などへの支援強化のため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。**本町は「芽室町子どもの権利に関する条例」に基づき、全ての子どもたちの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を保障しており、子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景のひとり親家庭に対応した相談・援助体制の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

妊娠・出産、子育てに関する悩み・不安の解消と地域社会の理解を深めることにより、まち全体による子育て支援体制の充実を図ります。

対象	町民
意図	妊娠、出産及び子育てに対する不安や悩みを解消する 子育てに対する地域社会の理解を深める
結果	子育ての支援体制が充実し、安心して生み育てることができる

3 施策の主な内容

(1) 妊娠から出産、子育ての不安を解消する体制の整備

- ・妊娠・母子健康手帳交付時から、妊娠中の生活・経済的な悩み・子育て支援の各種サービス・食生活に関する助言など個々に応じたきめ細かな相談を、子育て世代包括支援センターにおいて実施するとともに、個々のケースに合わせた支援プランを作成し、必要なサービスの選定や利用を支援します。
- ・特定妊婦、要保護・要支援ケースを把握した場合は、速やかに関係機関との連絡調整を行い、**子ども家庭総合支援拠点において、切れ目のない支援を行います。**

- ・出産後の母子の健康保持や悩みへの早期対応を図るために、現在実施しているアウトリーチ型**及びデイサービス型の産後ケアを継続し**、産婦支援の充実を図ります。
- ・不妊治療などへの支援体制を継続し、子どもを産みたいときに産める環境づくりを推進します。

(2) 楽しく子育てできる支援体制の推進

- ・子育てに関する相談対応や情報提供、保護者同士の交流などのサポートを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。
- ・現在、子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所でつながるための「出張ひろば」事業を継続するとともに、育児負担の軽減を目的として実施している「**ファミリー・サポート・センター事業**」は今後も継続し、地域で気軽に子どもを預かってもらえる環境を保障します。
- ・子育て支援団体などとの情報交換を行い、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。

(3) 子どもの健やかな発達を促す体制の推進

- ・発達に支援を要する子どもに一貫性と継続性のあるサポートを保障する「発達支援システム」を継続し、子どもに最善の利益を保障する支援体制づくりに必要な専門職を配置し、システムづくりを進めます。
- ・対人関係や行動上に支援ニーズを抱える子どもや医療的ケアを必要とする子ども、読み書きに困難を抱える子どもや学校などへの適応に課題を抱える子どもなど、一人ひとりのニーズに応える支援体制を推進します。
- ・発達支援システムによる**一貫性・継続性のあるサポート**を充実させるため、「地域コーディネーターの複数配置」を**継続**します。また、子育てや発達の相談及び発達のアセスメントを行う専門職として発達心理相談員の配置を継続します。

(4) 子どもの権利擁護の推進

虐待、育児放棄などの要保護児童、または要支援児童に関して、その権利の侵害が認められた際には、速やかに初期対応や情報収集を行い、ケース検討会議の開催や関係機関との連絡調整、その後の経過確認を行います。

また、平成28年度に設置された権利侵害に対する救済機関である「子どもの権利委員会」において、助言・調査・調整により子どもの権利の早期回復を図るとともに、児童生徒などへの啓発をはじめ、子どもの権利に関する条例の周知に努めます。

(5) 社会全体で子育てを支える基盤づくり

妊娠・出産を迎える人々や子育て世帯を社会全体で応援する機運を高めるために、地域や各種団体、企業への啓発活動を行います。**また、ひとり親家庭などに対する保育サービスなどの支援や、近親者による支援が受けられない妊産婦に対する支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整備します。**

(6) 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策

- ・疾病の早期発見・治療を進めるとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、乳幼児等医療費給付事業及びひとり親家庭等医療費給付事業においては、町独自の**助成拡大を進めてきております。**
- ・平成29年度から開始した子どもの居場所づくり推進事業(風の子めむろ)を継続し、貧困を含むさまざまな課題を抱える子どもの早期発見・早期対応を図ります。
- ・不妊治療については、**継続した治療を行う場合は多くの費用がかかるため、経済的な負担を軽減し、不妊治療に取り組めるよう助成を行います。**

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診 アンケート	R4.5 確定	R4.5 確定
②安心して子育てができる環境であると思 う市民の割合	住民意識調査	88.6% (R3)	90.0%以上
③育児・家事に協力してくれる方がいる割合	乳幼児健診 アンケート	R4.5 確定	R4.5 確定

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
妊婦等相談・支援事業 乳幼児健診・相談事業	子育て支援課		実施			
子育て支援センター運営事業	子育て支援課		実施			
子育て世代包括支援センター運 営事業	子育て支援課		実施			
発達支援システム推進事業	子育て支援課		実施			

3-2-2 子育て環境の充実

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

少子化傾向は依然として続く見通しですが、一方、男女の意識の変化や国の労働・雇用政策などの社会情勢から共働き世帯はさらに増える傾向にあり、引き続き保育需要は増大する見込みです。また、保護者の子育てに対する考え方や就労環境の多様化などから、保育施設や保育施策に対する要望や期待は年々広範多岐にわたってきています。

本町の保育施設は、私立の認可保育所や、認定こども園（芽室幼稚園保育部分）、小規模保育事業所のほか、町が2か所の保育所を運営し、多様な保育ニーズに応じた選択肢の提供を行っていますが、近年、低年齢児の保育希望が増えることに伴い、保育士の確保が課題となっています。

また、放課後児童対策としての子どもの居場所づくりについては、**町内に子どもセンターや、児童館を開設するなど、子どもが放課後などの時間を安全・安心に楽しく学ぶため、居場所を整備してきたところですが、今後も利用者ニーズを確認しながら、民間活力を活用し、効率的で安定した運営体制を構築する必要があります。**

教育基本法にも規定されている幼児期の教育は、心身の成長、発達過程において重要な役割を担っています。**保育ニーズの多様化に応じた保育所との連携はもとより、小学校との連携、協力の強化を図ることが必要です。**本町における幼児教育施設は、私立の認定こども園と幼稚園があり、近年、発達に支援を要する子どもに早い段階で対応することの重要性が増していることから、私立幼稚園では個に応じた教育を図るため教員の増員が必要とされています。町は、保育施設と同様に幼児教育施設が支援を要する子どものために加配する教諭について、国や北海道の支援を受けられない部分に対し、係る費用の支援を継続する必要があります。

2 施策の方針

子どもの健やかな心身の成長を促すとともに、教育・保育相互の子ども情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供を促進します。

対象	子ども、保護者
意図	子どもの健やかな心身の成長 教育・保育相互の連携が進み、保護者への教育情報の提供がスムーズになされる
結果	保護者が安心して子どもを預けることができる

3 施策の主な内容

(1) 町内保育事業の充実

- ・保育所の運営においては、めむろかしわ保育園・めむろてつなん保育所や、**家庭保育園トムテのいえ・りとる・ちっぷす芽室**は民間法人が、ひだまり保育所・上美生保育所は町がそれぞれ運営しています。さらに、認定こども園芽室幼稚園においても保育を必要とする子どもを受け入れています。いずれの施設についても、芽室の子どもたちの保育に責任を果たすのは町であることに変わりはなく、今後も引き続き運営事業者と町が十分な連携を保ちながら、一時預かり事業など、保護者ニーズを十分に確認・検証し、保育の一層の充実を図ります。
- ・保育所の待機児童数ゼロを継続し、安心して子どもを預けられる体制を維持します。
- ・**病児保育・病後児保育の町内実施により、子育てと仕事の両立支援しやすい環境を維持**します。

(2) 保育士の確保

全国的な保育士不足は十勝管内においても例外ではなく、将来に渡る安定的な保育の提供のため、保育を実施する責任がある町として、町立保育所においては保育士の正職員化を進め、民間法人に対しては、国と連携した保育士の処遇改善策を行うとともに、必要に応じて町独自の支援策も検討します。

(3) 子どもセンターなどの安定的な運営

18 歳未満のすべての子どもを対象とする児童館では、遊びと生活の援助の場を設け、子どもを心身ともに健やかに育成する運営を行います。また、児童クラブの機能を併せ持った子どもセンターとして、芽室西小学校区に平成24年度から「めむろ西子どもセンター」を、芽室小学校区については、平成28年度から「めむろ子どもセンター」を供用しており、今後もニーズを確認しながら、子どもセンターの中・高校生の利用を促進する方策を引き続き検討するとともに、安定的な人材確保による機能的・弾力的な子どもセンターの運営を図るため、民間委託による実施を進めます。

また、児童館、児童クラブの機能や利用者ニーズを把握するため、運営時間などについてのアンケート調査なども継続して実施します。

(4) 保育施設利用者の負担軽減

令和元年度より幼児教育・保育無償化が開始され、幼稚園・保育所などに通う3歳から5歳児の利用者負担額が無償化されたほか、町独自で副食費の助成を継続し、子育て世帯の経済負担軽減を図ります。

(5) 幼稚園・保育所に対する教育情報の提供及び加配職員の配置支援

幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。

また、個別に支援が必要と判断した子どものための加配職員配置が速やかに行われるよう、配置に係る経費の支援を継続します。

(6) 小学校との連携推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の強化を継続し、保護者への小学校教育情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行など、教育への接続性を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①保育所の保育サービスに満足している保護者の割合	保護者アンケート	94.8% (R3)	95.0%
②保育所待機児童数	実績数	0人／年 (R3)	0人／年
③安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	住民意識調査	88.6% (R3)	90.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
待機児童を出さない保育体制の維持	子育て支援課		実施			
安定した保育の提供	子育て支援課		実施			
放課後児童対策の充実	子育て支援課		実施			
加配職員配置支援の継続	子育て支援課		実施			

3-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

高齢者の保健・医療・福祉における地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度にみられるように、支援を必要とする人に対し、地域において総合的・包括的な支援を提供する制度へ転換しようとする動きが進んでおり、こうした流れは、今後一層進むものと見込まれます。

国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や関係機関が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現に向け、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

また、社会福祉法では、地域福祉の増進にあたって、市町村において「地域福祉計画」を策定することが規定されており、平成30年度に策定した「第4期芽室町地域福祉計画」では、「だれもが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」を基本理念に、「住民の支え合いによる地域福祉社会の推進」、「必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備」、「地域で安全・安心に生活できる環境の整備」を計画目標として取り組んできました。

令和5年度を開始期とする「第5期芽室町地域福祉計画」においても、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が、慣れ親しんだ地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、取組を進める必要があります。

2 施策の方針

年代や世代、性別、障がいの有無に関わらず、地域全体がお互いに支え合える体制づくりを進めます。

対象	町民
意図	住民同士で支え合う体制をつくる
結果	住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる

3 施策の主な内容

(1) 地域における支え合い活動の推進

- ・町内会などの地域で、世代を超え誰もが挨拶やコミュニケーションを交わす環境づくりを推進し、コミュニティの再構築を図ります。
- また、住民一人ひとりをはじめ、町と町内会や、たすけあい活動などの関係機関・団体がひとつになって地域住民同士の「つながり」や「支え合い」を推進します。
- ・福祉教育は、すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う精神を育成するものです。家庭における福祉教育はもとより、学校教育や地域の中で、子どもから大人までさまざまな社会資源を活用しながら、福祉に関する教育を推進します。
- ・地域で支え合い活動を活発に行うには、その担い手となる人材の育成が重要です。地域活動やボランティア活動に気軽に参加できる機会の充実や、参加意欲を大切に育てる環境づくり、そして牽引力となる人材を育成するため、ボランティアセンターなどと連携し、地域力が発揮できる社会の体制づくりを推進します。また、民生委員児童委員のなり手不足については、引き続き、町内会などとその必要性の共通理解を図り選出いただけるよう取り組みます。
- ・経済的困窮、社会的孤立など複合的な課題を有し、生活保護の手前の段階にあるような人々の自立支援を行うとともに、孤立させない地域づくり、関係機関の体制づくりを進めます。

・町と地域、学校、民生委員児童委員、関係機関などが連携し、貧困家庭の子どもへの教育支援や生活相談支援などの総合的な子どもの貧困対策を行います。

(2) 地域における総合的な保健・福祉サービス利用の推進

- ・相談支援体制の充実と、関係機関や地域の民生委員児童委員などとの連携の強化を継続します。
- ・広報誌やホームページなどにより、地域福祉に関する各種情報提供を行うとともに、SNSなどを活用し、いつでもどこでも必要な時に最新の情報やサービスが入手できる環境づくり、体制づくりを進めます。

(3) 地域福祉を推進する体制づくり

- ・支援が必要な人を地域で支えていくため、住民一人ひとりをはじめ、関係機関や団体、事業者などの幅広い地域資源、そして、町がそれぞれ持つ特性を十分発揮できるよう役割を明確にし、連携と協働により実施する体制づくりを進めます。また、災害時要配慮者台帳の維持・整備を図り、今後も継続して緊急時に対応できる体制づくりを進めます。
- ・芽室町総合保健医療福祉協議会や芽室町社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会などの関係機関と連携しながら、より効果的な地域福祉を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①ボランティア活動に参加した又は参加したい町民の割合	住民意識調査	36.6% (R3)	40.0%
②たすけあい活動参加町内会(市街地)・行政区(農村部)数	社会福祉協議会調査	48件 (R3)	60件
③住んでいる地域は、住民同士支え合う体制ができていると思う町民の割合	住民意識調査	60.7% (R3)	80.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
社会福祉協議会活動支援事業	健康福祉課		実施			
民生委員児童委員活動支援事業	健康福祉課		実施			
芽室町ボランティアセンター運営支援事業	健康福祉課		実施			
要配慮者支援事業	健康福祉課		実施			

3-3-2 高齢者福祉の充実

主管課 高齢者支援課

1 現状と課題

我が国の高齢化は世界に類を見ないスピードで進み、芽室町においても令和3年12月末時点、高齢化率は30.2%で、全道の中では179市町村のうち162位(令和3年1月現在住民基本台帳人口)に位置していますが、全国との比較では同程度の高齢化率となっています。

芽室町の人口は、平成20年をピークに減少し、昭和22年から24年に生まれたいわゆる団塊の世代の方が全員75歳以上となる令和7年には高齢者人口は増加し、芽室町民の3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みであり、一方で、社会の支え手とされてきた生産年齢人口(15～64歳)は減少し、少子高齢化・人口減少社会に直面しています。

また、健康で活動的、心身ともに自立した暮らしを送る高齢者がいる一方、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が見込まれており、暮らしに対するニーズは拡大・多様化していくものと考えられます。

令和2年度に策定した「第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現を基本理念とし、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、高齢者が住み慣れた芽室町で長く暮らしていただくため、生活に関わる幅広い取組について、具体的な目標をもって推進する必要があります。

計画では、「社会とのつながりが可能な心身の健康維持」「何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる」「重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備」を基本目標とし、社会参加(介護予防)への取組、心身の健康維持、介護が必要になっても住み続けられる環境づくりを推進するなかで、住み慣れた地域で生活できるような介護基盤の整備を実施します。

2 施策の方針

高齢者の健康づくりや社会参加を推進し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう適切なサービスを提供します。

対象	高齢者(65 歳以上)
意図	社会参加(介護予防)と心身の健康の維持を推進する 介護が必要になっても住み続けられる環境づくりを推進する 重度化防止、自立支援に向けた介護基盤の整備を推進する
結果	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる

3 施策の主な内容

(1)社会とのつながりが可能な心身の健康維持

- ・健康を維持するためには、社会参加(介護予防)と心身の健康維持(病気の管理等)を一体的に進める必要があることから、この2つの視点をもって事業を実施します。
- ・社会参加の場となる住民主体の通いの場や介護予防事業等を充実し、高齢者へ社会参加の場を提供します。
- ・住民主体の通いの場をやめた方には、介護予防事業や別の通いの場を紹介し、社会参加を途切れさせないよう働きかけます。
- ・身体的フレイルの原因である関節疾患等の予防や認知症の発症を遅らせるため、住民主体の通いの場や家庭訪問などで対象となる方を早期発見し、要介護状態になる前に支援を開始します。
- ・健診や受診歴がない健康状態不明高齢者を把握し、受診や社会参加を促します。

(2)何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる

- ・認知症等など何らかの理由で介護が必要になっても、今の住まいで暮らしたいという住民のニーズがある一方で、就労人口の減少で高齢者の生活に必要な細かな支援を行政や介護保険サービス事業者等が提供するの難しくなることから、高齢者福祉施策の継続だけでなく住民による支え

合いを進め、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備

- ・町民ニーズを踏まえ、住み慣れた地域で生活できるような介護基盤の整備を実施します。
- ・行政の介護基盤整備だけではなく、介護人材やそれに関係する協力者を増やし、介護保険に関する様々なサービスを充実させ、利用者にとって真に必要なサービスを提供できる体制を目指します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①高齢者にとって暮らしやすいまちだと思う高齢者の割合	住民意識調査	66.6% (R3)	72.0%
②やりがいのある趣味や運動、仕事に取り組んでいる高齢者の割合	住民意識調査	68.9% (R3)	75.0%
③芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	住民意識調査	71.4% (R3)	77.2%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R 5	R 6	R 7	R 8
社会とのつながりが可能な心身の健康維持 (高齢者体力増進教室開催事業・各種健診・健康教育・相談)	健康福祉課・ 高齢者支援課		実施			
何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる (生活支援体制整備事業・成年後見推進事業・地域包括支援センター運営事業)	高齢者支援課・ 健康福祉課		実施			
重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備 (支え合いの町づくり人材育成事業)	高齢者支援課・ 健康福祉課		実施			

3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

国は、地域社会における共生の実現にむけて障害福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」を平成25年4月に施行しました。また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、平成30年4月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されるなど、国の制度が変化しています。

本町の障がい者(児)数は、令和2年度で、身体障害者手帳所持者数は847人、療育手帳所持者数は217人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は108人となっています。また、発達障がいのある人も増加傾向にあり、社会構造の複雑化に伴うストレスなどによる精神障がいも問題となっています。

このようななか、平成21年度には「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」を制定し、「芽室町障がい者福祉計画」の策定を条例で規定しました。この計画では、「早期発見及び早期支援」「就労支援」「生活支援」「支援を広げるための施策」を基本施策と位置付けています。そのなかで、「保育所等訪問支援事業」や「芽室町読み書き支援スクリーニング事業」など子どもが普段通う場所での支援の充実、「就労継続支援A型事業所」の開設による一般就労へ向けた訓練の場の充実、また、民間委託による多様な相談ニーズへの対応強化や、就労を希望する人と雇用を希望する企業の双方を支援する一般就労定着の取組を推進しました。

今後は、発達支援を要する子どもへの専門的な支援体制のさらなる整備・充実が求められているほか、障がいのある人やその家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための社会資源のネットワーク確立や住居系サービスの整備、障がいの有無に関わらず地域住民が集える場の醸成などを進める必要があります。

さらには、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、就労の場の拡充や一般就労への移行促進、住まいの場の整備へと事業を展開し、将来的には障がい者が当たり前のように働いて生きていけるまちや多様性を認め合うまちを形成していくことが必要です。

2 施策の方針

障害福祉サービスや相談などの支援により、障がいのある方の社会復帰、社会参加を進めます。

対象	障がい者・児
意図	社会復帰及び社会参加を促す
結果	安心と生きがいを持って生活できる

3 施策の主な内容

(1)早期発見及び早期支援

- ・発達支援や医療的ケアを要する子どもへの専門的な支援体制の整備・充実を図ります。
- ・子どもの障がいの有無にかかわらず、保護者が安心して子育てができるよう相談支援体制を充実します。
- ・発達支援を要する子どもが、普段通う場所で適切な支援が受けられるよう、所属機関の巡回支援や、所属機関において療育サービスを提供し集団への適応を支援します。
- ・発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学に関する相談支援や子どもの実態把握と共通理解の形成、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

(2)就労支援体制の強化

- ・ハローワーク、商工業団体などの就労支援を行う関係機関と連携し、一貫性のある就労支援体制の強化を図ります。
- ・職場実習の機会を確保することにより、障がいのある人の就労意欲の向上を図ります。
- ・福祉的就労事業所の事業安定や事業拡大の支援を行います。

- ・一般就労へ繋げる福祉的就労の場のさらなる充実を図るため、福祉的就労事業所などと課題を共有し、就労を希望する人の支援・連携体制の整備を行います。
- ・NPO法人などと連携し、一般就労への定着促進を図るとともに、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。**また、これまで障がい者雇用の障壁となっていた通勤の足を確保する「通勤支援」により、更なる一般就労の推進を図ります。**
- ・基幹産業である農業のブランド力を最大限に生かした、農業と福祉の連携の可能性を広げ、就労の場の拡充を進めます。

(3)生活支援の充実

- ・障がいのある人の多様化するニーズや状況を把握し、サービスの充実を図ると共に、相談窓口の周知や相談支援体制の強化を進めます。
- ・障がいのある人やその家族の高齢化、障がいの重度化に対応する生活の場の確保、緊急時の受入れ体制の整備など、地域の体制をつくります。**親なき後を見据えて、将来の生活の場をイメージできるように、生活体験ができる環境を整えます。**
- ・判断能力が十分でないなどの支援の必要な人の成年後見制度利用支援を行います。
- ・災害時の避難支援体制の整備と、福祉避難所の確保に努めます。
- ・障がいのある人への健診の普及啓発や受診勧奨、健診が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

(4)支援を広げるための施策の充実

広報誌やイベントなどを活用し、障がいに対する町民の理解と意識向上を目指します。また、各種関係団体の活動支援を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
① 障がい者にとって暮らしやすいまちだと思ふ町民の割合	住民意識調査	70.9% (R3)	88.0%
② 就労支援事業所から一般就労した方の人数(R5～R8 累計)	健康福祉課調べ	7人 (H30～R3)	12人

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
就労支援体制の充実(一般就労定着支援の促進)	健康福祉課		実施			
障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	健康福祉課		実施			
相談支援体制の充実	健康福祉課		実施			
グループホームなどの住まいを含めた生活支援体制の整備	健康福祉課		実施			

3-4-1 互いに認め合う地域社会の形成

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

急速に少子高齢化が進み、人口減少社会を迎えるにあたり、地域社会の活力を維持していくためには、人種、国籍、性別、信条、障がいの有無、年齢、社会的身分などあらゆる差別を解消し、自分の人権を守り他者の人権も守ろうとする意識・意欲・態度の醸成が重要です。

しかしながら、いじめや体罰、児童虐待といった子どもに関する人権問題や、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった問題に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチなどの差別的言動や、東日本大震災からの避難者に対する偏見や差別など、人権侵害の問題は、深刻な社会問題となっています。

また、LGBTなど性的マイノリティであることや、障がいがあること、外国人であること、アイヌの人々であることなどに加え、女性であることや高齢であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合もあり、あらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護していく仕組みづくりと、地域の見守りが求められています。

本町では平成16年度に「芽室町男女共同参画推進条例」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいるとともに、高齢化社会を迎え、高齢者の権利擁護事業として、認知症や支援者不在などの困難を抱える方が、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を送れるよう、成年後見制度の利用促進や、虐待防止・早期発見・対応のためのネットワーク充実及び相談支援事業に取り組んでいます。

平成28年4月には、行政機関や事業者に対し、日常生活や社会生活で障壁となるような制度や慣行、観念などの排除や、障がいのある方から暮らしづらさの意思表示があった場合などに、負担が重すぎない範囲で対応する合理的配慮と、障がいの有無に関わらず誰もがそれぞれの立場において自発的に差別の解消に取り組むことが求められるよう「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。

人口減少が避けられないなか、活力ある誰もが住みやすいまちづくりを進めるためには、互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくり、人権教育や啓発活動が不可欠となっています。

2 施策の方針

性別、年齢、障がいの有無などに関わりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の形成及び人権を尊重し差別や権利侵害のない地域づくりを進めます。

対象	町民
意図	誰もがその個性と能力を十分に発揮できるようにする 人権を守り、権利侵害(擁護)への意識を高める
結果	誰もが個々を認め、支え合うことができる社会の形成及び人権を尊重し合う社会を築くことができる

3 施策の主な内容

(1)人権を尊重する社会の実現

- ・子どもや障がい者、高齢者などの権利擁護の意識啓発を総合的に推進します。
- ・地域や学校での学習の機会の充実や相談、人権尊重の啓発活動など、意識啓発のための取組を推進します。
- ・LGBTなどに関する人権教育やリーフレットなどを活用した啓発活動に努めます。

(2)男女共同参画への意識啓発

- ・すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。
- ・「芽室町男女共同参画基本計画」を推進するため、地域や家庭において男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動を継続します。
- ・ワークライフバランスの視点に立ち、男女が共に働き続けられる環境整備に向けた取組を支援します。また、多様なニーズに対応する育児・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業の取得や労働条件の配慮など、企業の理解を深めるための啓発活動を推進します。

(3) アイヌ住民福祉の向上

アイヌ住民が社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう、生活指導員による相談・指導、助言などを推進します。

(4) 子ども、配偶者、障がい者、高齢者などの権利擁護

- ・権利擁護に対する学習の機会の充実や権利侵害の際の相談支援体制の充実を図ります。
- ・権利侵害が起こらないよう、地域にネットワークをつくり、見守る支援体制を構築します。また、町内会、民生児童委員や警察などの関係機関とも連携を取り、権利侵害の予防及び早期発見・早期介入を推進します。
- ・DVなど配偶者からの暴力については、道や警察などと協力しながら、配偶者への暴力防止と被害者の保護・自立支援を図ります。
- ・地域における成年後見制度の担い手である、市民後見人の養成と活動支援を行います。
- ・雇用の場や教育の場での差別防止に向け、相談体制の整備、意識啓発に取り組みます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①性別に関係なく社会進出(参加)できる町だと思ふ町民の割合	住民意識調査	58.0% (R3)	90.0%
②人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思ふ町民の割合	住民意識調査	70.0% (R3)	90.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
男女共同参画基本計画の進捗状況	政策推進課		実施			
男女共同参画への意識啓発	政策推進課		実施			
家庭・学校・団体・企業・行政での人権尊重の啓発活動	健康福祉課		実施			
高齢者、障がい者の権利擁護事業	健康福祉課		実施			

4-1-1 災害に強いまちづくりの推進

主管課 総務課

1 現状と課題

本町では、住民の生命・財産を災害から守るため、昭和48年に災害対策基本法に基づき「芽室町地域防災計画」を作成し、各種の災害防止と災害応急対策、災害復旧などの諸活動の推進に努めてきましたが、平成28年に発生した台風10号により道路、橋りょう、農地、企業などに甚大な被害が生じ、住宅についても全・半壊4戸、119戸が床上・床下浸水被害を受けました。

このときの災害対応の検証では、自助・共助の強化のほか、公助として計画やルール策定、さらに施設・備品などの整備についても課題としてあげられ、その検証に基づき、町民が主体となって避難所を運営する「避難所開設・運営マニュアル」を策定したほか、大雨時の町の行動を「見える化」した「芽室町版タイムライン」を作成しました。さらに、情報伝達の多様化を目指し、災害告知用戸別端末(防災ラジオ)の導入を進めるとともに、平成30年3月には、「芽室町地域防災計画」を改訂し、災害時に迅速かつ効果的な対応ができるよう、災害対策本部の役割分担の見直しなどを行いました。

また、大規模な災害が発生した際に備蓄品や支援物資を円滑に搬出・搬入できるよう、令和2年度に「防災拠点倉庫」を整備しましたが、災害時には、「自助・共助」が重要であり、住民一人ひとりが防災に対する意識を高める必要があります。このことから、「自助・共助」の役割を強化する自主防災組織などによる地域における防災活動の重要性はさらに高まっており、さらに、公助として、災害対策基本法に基づき、町の有する全ての機能を十分に発揮できるよう努める必要があります。

2 施策の方針

災害の未然防止と、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ的確に対応します。

対象	町民、町
意図	災害の未然防止を図るとともに、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ的確に対応
結果	住民の日常生活の安全・安心が確保される 災害時には被害が最小限になる

3 施策の主な内容

(1) 防災対策事業の推進

- ・住民一人ひとりの防災意識が高まるよう、講演会などを実施するほか、広報誌などを活用し、防災意識の普及啓発に努めます。また、学校などで、防災に関する出前講座を実施します。
- ・地域における防災力強化の観点から、自主防災組織の設立に向けた人的・経済的な支援を行うとともに、災害時の情報伝達が迅速に進み、地域の防災活動が活発になるよう支援します。
- ・災害時における自助・共助が重要であることを体験でき、地域や関係する組織・団体・企業の役割分担と行動がイメージできるような、実践的な訓練を定期的実施します。
- ・災害時に特に支援が必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、個別計画の作成を進めます。また、作成にあたっては、自主防災組織などと可能な限り連携を図ります。
- ・「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、地域ごとの意見交換を開催することにより、避難者主体の避難所運営につなげます。また、避難所における新型コロナウイルスなどの集団感染を防止するため、避難スペースの確保など、感染リスクの軽減に努めます。
- ・北海道地域防災マスター認定者が、地域の防災リーダーとして活躍できるよう取組を推進します。
- ・食料その他必要な物資については、備蓄品整備計画に基づき、計画的な備蓄を進めるとともに、消費期限に到達する備蓄品の有効活用を検討します。また、自治体及び企業などと締結している、災害時における応援に関する協定なども有効活用します。

(2)耐震化の推進

防災意識の向上と地震に対する不安解消のため、戸建て木造住宅の無料耐震診断を実施し、住宅耐震改修等補助制度の活用による耐震化を推進します。また、各種イベントなどで耐震診断の啓発及び知識の普及に関する取組を進めます。

(3)災害対応の強化

- ・タイムラインの作成など、職員間での防災に関する知識の共有化を進めるとともに、災害対策本部訓練を実施することにより、本部機能の強化を図ります。
- ・災害などに関する情報を迅速に町民に伝達するための手段である、防災ラジオ、メール配信及びインターネットなどの効果をさらに高めるため、防災ラジオの配付率向上やメール配信登録者数の増を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①住んでいる地域の避難場所を知っている町民の割合	住民意識調査	86.4% (R3)	87.0%
②めむろ安心メール、防災ラジオ、町公式LINE のうち、一つでも登録している町民の割合	住民意識調査	73.9% (R3)	80.0%
③一般住宅の耐震化率	都市経営課調べ	94.1% (R3)	95.0%
④家庭内備蓄を行っている町民の割合	住民意識調査	55.0% (R1 国民健康・栄養調査)	55.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
耐震化の推進	都市経営課		実施			
自主防災組織の設立促進	総務課		実施			
訓練の充実	総務課		実施			

4-1-2 消防・救急の充実

主管課 芽室消防署

1 現状と課題

本町の消防体制は、芽室消防署と芽室消防団を設置し、防災及び減災活動により、町民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守ることを基本理念としています。

平成28年4月から、十勝管内19市町村の消防が「とかち広域消防事務組合」として統合し、119番通報の一元受理、災害発生時には直近署所からの出動などが可能となりました。

本町の災害対応については、平成28年から令和2年までの平均年間火災件数は約11件、火災警戒出動件数は約50件、住民生活に直接関係する住宅火災件数は約2件発生しています。また、ゴミ焼から火災へ発展した事案が約4件発生していますが、火の取扱いに注意し、禁止行為を行わないことで火災件数を抑止することは十分可能なことから、ゴミ焼防止を目的とした防火パトロールの推進、防火対象物立入検査による防火管理体制の充実を図るなど、官民一体となった防火体制の確立が必要です。

これらに加え、救急出動件数対応の増加は顕著であり、平成元年の出動件数約350件に対し、令和2年は倍以上の705件出動しており、高齢化社会の急速な進行などにより、20年後には救急出動件数は1,000件を突破することも予測されています。十勝圏の消防広域化に伴い、出動の迅速化が図られることとなりましたが、救急需要はさらに高まる傾向であることから、町民を対象とした消防団員による心肺蘇生法やAEDなどの応急手当普及、訓練などによる救急隊の質向上を目指しており、加えて救急救命士の増員を計画します。

平成26年の山の日制定による登山者増加に比例して山岳事故が増加傾向であることから山岳救助隊を設置しています。また、平成28年の台風10号による多数の救出困難者対応の教訓を活かし、水難救助隊を設置しており、今後もさまざまな災害に対応できる消防体制強化も必要です。

また、火災などの災害対応に加え、火災予防活動や地域防災力の向上に重要な役割を果たしている消防団が、団員数の減少と平均年齢の上昇が問題となっていることから、団員確保の方策が今後の課題となっています。

2 施策の方針

災害の拡大防止と、緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた備えを進めます。

対象	町民 消防・救急体制
意図	予防意識の醸成と、災害・救急時の迅速かつ的確な支援 消防・救急体制の充実を図る
結果	町民の生命・財産を守る

3 施策の主な内容

(1) 住宅用火災警報器の設置促進と火災予防対策

火災発生による逃げ遅れや、死傷者の発生を防ぐ目的で、平成18年から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることから、各種防火講習会・町内の催し物の場・設置数調査を目的とした訪問査察などで、住宅用火災警報器の設置呼びかけを図るほか、すでに設置されてから10年を経過した機器交換の必要性について周知を図ります。また、令和元年版消防白書の建物火災死者数のうち65歳以上が全体の7割となっていることから、消防は特に後期高齢者である75歳以上を住宅火災から守るために必要な支援の在り方について協議を進めます。

火災予防対策を図るため、春・秋の火災予防運動、年末に実施している歳末警戒、女性団員による独居老人宅防火訪問や幼年消防クラブ防火教育など、消防団と協力して火災予防対策に関する広報活動を行います。

(2)防火講習会・普通救命講習

- ・町民の安全・安心な生活環境を築くには、町民一人ひとりが防火防災に対する意識と知識を持つことも重要であるため、町内会や自主防災組織及び各種団体などで行われる防火講習会に、一人でも多くの方に参加していただけるよう、主催者などと協力して参加を呼び掛けます。
- ・学校や事業所のほか、広く一般町民を対象にした普通救命講習会を行い、応急処置や心肺蘇生法、AEDの使用方法などの救命処置の普及を促進します。

(3)消防・救急体制の充実

- ・地震や水害などの自然災害をはじめ、火災や複雑多様化するさまざまな災害に対応する高度な消防体制を充実させるため、消防車両や各種装備などを計画的に整備します。
- ・消防の広域化により、迅速な災害対応の強化が図られているところですが、救急搬送に際し救急隊と医療機関との連携を強化し、芽室町内外を問わず地理的な教育を含めた救急隊員の教育訓練及び救急資器材の整備、応急手当の普及啓発活動として救急講習会を随時受付け、救急車の適正利用や適切な応急手当についての理解を促すなど、高度救急医療体制の充実を促進します。
- ・「芽室消防署職員定数計画(令和3～令和7年度)」に基づき、職員を採用し、出動体制の充実を図ります。
- ・消防団は火災、風水害などの有事の際に、消防署と連携した活動を行うことから、消防団員の定数確保、訓練・装備の充実を計画的に推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①住宅用火災警報器の設置率	消防署調べ	70.0% (R3)	90.0%
②火災出動件数	消防署調べ	20件 (R3)	10件以下
③防火講習会・普通救命講習会参加者数	消防署調べ	388人 (R3)	2,200人

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
住宅用火災警報器の設置促進と火災予防対策	消防署		実施			
防火講習会・普通救命講習会	消防署		実施			
消防・救急体制の充実	消防署		実施			

4-1-3 暮らしの安全・安心の確保

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の犯罪発生件数は、ここ数年減少傾向となっています。

また、交通事故の発生件数も近年減少傾向にあり、平成20年から平成24年の平均が44件だったのに対し、令和3年においては発生件数24件と、大きく減少しています。しかし、事故の多くは依然として安全不確認などの基本的な交通ルールの違反運転が原因となっています。

防犯対策や交通安全の取組では、警察や専任交通指導員などにより、学校における児童生徒の犯罪や事故への対応訓練、交通安全指導が実施されています。また、防犯については、防犯協会、少年補導員会などのボランティアによる町内外の巡視・啓発活動や、町においてもメールなどを活用した不審者などの情報提供を行っています。しかし、自転車盗、万引きなどの犯罪は依然として発生しており、法令の厳守とあわせ、家庭や地域社会による幼児期からの社会教育が課題の一つです。

このために、行政、学校、PTA、地域が一体となり児童生徒を交通事故や犯罪から守る活動が必要です。さらに、高齢者人口の増加とともに高齢者を狙った悪質な訪問販売や詐欺の防止、あわせて、交通安全教室の開催など交通事故防止の推進も必要となっています。

消費者を取り巻く環境は、高齢者人口の増加や消費者ニーズの多様化、インターネット等を利用した販売方法の普及、成年年齢の引下げ、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした消費行動の変容などにより大きく変化しています。インターネットの普及により、暮らしの利便性の向上が図られる一方で、正誤の入り混じった多くの情報が氾濫し、年代に限らず、消費生活相談の内容も複雑化・多様化しており、消費者の安全・安心を守る取組の継続・強化が必要となっています。

本町では「消費生活センター」を設置し、消費者被害防止のための消費生活相談体制の強化を図ってきており、依然として高齢者からの相談が全体の相談件数に占める割合は高いものの、スマートフォン所有の低年齢化から、インターネット通販に関する相談が増加する傾向にあります。このような背景から、芽室消費者協会との連携を図り、消費生活相談体制の継続、強化はもとより、消費者被害の未然防止のための啓発事業や情報提供、消費者教育の一層の強化を図る必要があります。

また、食は人の生命の基本であり、安全で安心な食品を摂ることは心身の健康維持のためにも重要なものであるため、町民の「食の安全・安心」への関心は高いものになっています。食を取り巻く環境は、食品の不正表示や食中毒、異物混入などの食品への信頼を揺るがす問題や、遺伝子組み換え食品や食品添加物への正しい知識の普及など多くの課題があり、「食の安全・安心」を確保するため、芽室消費者協会などとの連携をより一層強化し、一丸となった取組が必要です。

2 施策の方針

地域が一体となった防犯体制・交通事故防止に向けた取組、消費者被害の防止や食の安全・安心に向けた取組を進めます。

対象	町民、町内会
意図	犯罪事故発生抑制、交通事故の未然防止 消費者被害の防止及び食の安全・安心の確保
結果	町民の日常生活の安全・安心が確保される

3 施策の主な内容

(1)交通安全指導・啓発事業の推進

町民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、交通安全指導や啓発事業を行うとともに、専任交通指導員による、幼児、小学生、中学生、高校生そして高齢者に対する街頭指導を継続します。

特に、幼児から成人に至るまでの成長過程に応じた交通安全教室の推進や、高齢者には加齢に応じた実践的技能及び交通ルールなどの知識の普及に努めます。

また、道路標識の整備など、交通事故防止につながるさまざまな取組を実施します。

(2)防犯対策事業の推進

防犯協会、少年補導員会、学校、PTA及び町内会などの防犯対策事業を促進するとともに、児童生徒などの安全確保対策推進のため関係団体と連携した防犯対策に取り組みます。

また、「安全安心情報」、「子ども110番」及び「学校の安全マップ」などを活用した地域住民による防犯対策を進めるため、警察などの関係機関との連携強化に努めます。

(3)各種団体の育成支援・連携強化

交通安全や防犯対策を目的とした自主活動を推進する団体に対し、行政としての支援や必要な資料の提供などを行い、広く町民にその活動内容を周知し活動を促進します。また、関係機関などと緊密な連携を図ります。

(4)消費生活相談体制の充実強化

「消費生活センター」の相談員の資質向上を図り、悪質商法による被害や商品事故の苦情・問い合わせなどの消費生活に関する相談に応じ、消費者被害の救済・未然防止を図ります。

(5)消費者の自主活動と自立支援の推進

消費生活におけるトラブルを未然に防止し、消費者が安心な生活を営むため、出前講座や啓発資料の配布、各種講座、セミナーの開催など、消費者教育を実施する芽室消費者協会と連携を図るとともに、その運営を支援します。

(6)食の安全・安心の確保

遺伝子組み換え食品や食品添加物に対し芽室消費者協会など関係団体と連携を図りながら、食品の安全や食品表示に関する正しい知識の普及を図り、安全な食品の選択や使用を促進し、消費者の食の安全・安心を確保するための取組を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町は防犯対策が十分であると思う町民の割合	住民意識調査	66.7% (R3)	80.0%以上
②日頃、交通ルールを守っていると思う町民の割合	住民意識調査	97.9% (R3)	80.0%以上
③安心して消費生活が送れると思う町民の割合	住民意識調査	77.6% (R3)	90.0%
④食品の安全性を意識して選んでいる町民の割合	住民意識調査	77.1% (R3)	80.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
交通安全指導・啓発事業	環境土木課		実施			
防犯対策推進事業	環境土木課		実施			
各種団体等の育成支援事業	環境土木課		実施			
消費生活相談体制の充実強化	商工労政課		実施			
消費者の自主活動と自立支援の推進	商工労政課		実施			
食の安全・安心の確保	環境土木課 商工労政課		実施			

4-2-1 有効な土地利用の推進

主管課 都市経営課

1 現状と課題

本町は、都市機能を備えた都市地域、優良農地としての農業地域、多面的な機能を持つ森林地域などにより構成されており、「芽室町総合計画」や「芽室町都市計画マスタープラン」などにに基づき、計画的な土地利用を行っています。

特に都市地域については、都市計画に基づく規制手法により、無秩序な都市化をコントロールし、効率的な都市基盤の整備を実現してきました。

しかし、これまでのような人口増加を前提とした都市づくりを目指す状況ではなく、既成市街地の再構築などにより、都市構造の再編に取り組む必要があります。

このため、平成 30 年度に「芽室町立地適正化計画」を策定し、まちなかの利活用できる空き家の積極的活用や空き地の有効活用、町民の暮らしを支える公共施設などの適正配置や交通環境の整備を進めています。

新たな市街地形成については、工業系の土地利用を基本とし、農林業との健全な調和を図りながら、目指すべき都市像に向けて進めていく必要があります。

既成市街地内の土地利用については、JR 芽室駅を中心としたまちなかは商業的土地利用を基本としつつ、賑わい創出につながる有効な土地利用やまちなか居住を進め、公共施設の集約や公営住宅団地の用途廃止による町有地などについては、新たな住宅地として土地利用を進めていく必要があります。

これらの課題は、個別に解決策を検討するのではなく、全体を見据えながら検討していくことが重要となります。

2 施策の方針

市街地の空き地や未利用地を減らし、町有地の空き地・未利用地について有効活用を進めます。

対象	①広義：町全域のうち都市計画区域 ②狭義：町有地(公共用地)
意図	①市街化区域内の空き地や未利用地を減らし、人口動態に適切に対応した土地利用を図る ②町有地の空き地・未利用地を解消し有効活用を図る
結果	計画的な土地利用による自然と調和した快適なまち

3 施策の主な内容

(1)適正かつ効果的な公共施設などの配置

- ・利用者の利便性、地域間のバランス、町全体のゾーニング、まちなか再生の取組、既存施設の改修及び更新などを勘案しながら、公共施設などの配置を行うとともに、公共施設配置構想を進行管理します。また、大規模な町有地の活用については、土地利用計画、公共施設配置構想に準じて整備を進めます。
- ・地域や利用者の将来ニーズを把握し、施設に求められる機能や規模、配置を検討し、多機能化や複合化などさまざまな手法により適正な公共施設の配置を進めます。

(2)まちなか居住の推進

まちなか再生の取組や生活の利便性などの面からも、多様な世帯の住むことができるまちなか居住を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①市街化区域内の住宅戸数	町住民税務課データより	6,939 戸 (R3)	7,140 戸
②「まち並が整っていて機能的なまち」と 思う町民の割合	住民意識調査	62.1% (R3)	80.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
公共施設配置構想の進行管理	政策推進課		実施			
公共未利用地活用の進行管理	都市経営課		実施			

4-2-2 快適な住環境の整備

主管課 都市経営課

1 現状と課題

本町には令和4年3月現在、54カ所 72ha の公園と緑地があり、特に芽室公園は町民の憩いの場としてさまざまな用途に広く活用されています。

芽室公園内の花菖蒲園は、平成28年の台風10号によって多大な被害を受け、617種類の花菖蒲が376種類となりましたが、災害復旧工事を行い令和4年3月現在441種類まで復旧しました。

今後も、芽室遺産の一つである花菖蒲園を持つ芽室公園、広い芝生を持つ芽室南公園及び芽室東公園、防災公園としての機能を有するあいあい公園などの維持管理を行い、地域の街区公園については、芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、町民が自主的な活動のもと、地域コミュニティの推進の場として公園の適切な維持管理に努めることが重要となっています。また、老朽化した公園施設の再整備をするために公園施設長寿命化計画を策定しており、地域住民や公園利用者などの意見を参考にしながら、計画に基づいた施設の維持管理と更新を行う必要があります。さらに、「芽室町地域防災計画」において指定緊急避難場所として指定されている公園については、緊急時に適切な利用ができるよう日常の点検などを行い、防災機能の向上に努める必要があります。

住宅施策では、令和元年度に見直し策定した「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、少子高齢化対策や定住を促進する住環境づくり、また、住宅の安全性と快適性を確保するため、公共及び民間を含めた住宅施策を総合的に進めています。今後さらに住環境の改善を進めるため、民間の空き家などの適正管理と支援方策に取り組む必要があります。

また、公共サインは、「芽室町公共サイン整備計画」に基づき、本町らしい統一性のあるデザインにより公共サイン整備を進め、住みやすい環境を整備する必要があります。

公共賃貸住宅は、令和元年度に見直し策定した「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を進めています。今後も人口減少や高齢化の推移、家族形態の変化などを把握し、高齢者や障がいのある人が快適に住むことができる住宅整備を進める必要があります。

斎場や霊園においては、昭和51年に建設の芽室町斎場が施設設備の狭隘・老朽化が進んでいます。

本格的な高齢社会の到来に伴い、火葬需要の増加が予測されるなか、近い将来、現在の斎場設備では対応が困難になることが予想されることから、整備に向けて進めていく必要があります。また、墓の承継や将来の無縁化なども予想され、墓に変わり共同で使用する合同墓の設置を望む声も多くあり、設置について検討が必要です。

インターネット高速通信では、令和4年度には町内全域で光回線のインターネット高速通信が可能となりましたが、今後も時代に合った通信環境整備に注視する必要があります。

2 施策の方針

快適で安全・安心な公園などの住環境の整備と適正な公共賃貸住宅の供給を進めます。

対象	町内の住環境
意図	快適で安全・安心な住環境を町民に提供する
結果	町の人口減少の抑制と、居住者の快適な暮らしの実現

3 施策の主な内容

(1) 公園施設等の維持管理の推進

町民の方々が、憩いの場やコミュニティの活動の場として安全・安心に利用していただけるように、全道的にも有数の規模の花菖蒲園を有する芽室公園などの維持管理を行います。また、街区公園など地域に密着した公園は、地域の方々が、自分たちの公園と感じていただけるよう芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、管理を推進します。

(2)公園施設の長寿命化計画の推進

公園施設などの老朽化に伴い再整備を進めるため、公園施設長寿命化計画に基づき、施設の計画的な維持管理と経年劣化した遊具などの更新を行います。また、認知度が低い健康遊具については、設置場所や使用方法について広報誌などで周知します。

(3)高齢者や障がい者などが安心して暮らせる住環境の形成

高齢者や障がい者などが住みやすい住宅の普及に向けて、公共や民間、関係機関と連携して相談・指導体制の充実を図るとともに、住宅セーフティネットの構築に取り組み、安心して地域で暮らせる住環境の形成を目指します。

(4)居住環境の改善に向けた空き家の対策

空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めるため、「空き家等対策計画」を策定し、安全で安心して暮らせる居住環境を目指します。また、地元不動産業者と連携し、土地・住宅購入希望者へ空き家・空き地の情報提供を継続して進めます。

(5)公共サインの整備

「芽室町公共サイン整備計画」に基づき、本町らしい統一性のあるデザインによる公共サインなどの整備を進めます。

(6)公営住宅の整備と適正な維持管理の推進

公営住宅は、「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を行い、適正な維持管理を進めます。また、整備等の進捗状況などに応じ、計画の適宜見直しを行います。

(7)定住促進のための住環境づくり

「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、持ち家の取得支援や住宅リフォーム奨励事業を活用し、定住促進と良好な住環境の形成を進めます。

(8)芽室町斎場・芽室霊園の整備

老朽化が著しい現在の斎場については、「芽室町斎場整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。また、住民の意見などを聴きながら合同納骨塚(合葬墓)の整備を検討します。

(9)高速通信網の拡充

令和4年度には農村地区を含め町内全域に光回線のインターネット高速通信が整備されました。今後は、町民生活の向上や産業発展にも寄与する5Gといった次世代通信技術への対応について注視しながら、環境づくりに努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町の公園に満足している町民の割合	住民意識調査	83.7% (R3)	90.0%
②居住環境に満足している町民の割合	住民意識調査	81.5% (R3)	90.0%
③公共用地売却地への住宅建設の割合	都市経営課調べ	15.0% (R3)	95.0%
④公共サインの整備状況	都市経営課	77 か所 (R3)	83 か所

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
公園施設等長寿命化計画の推進	環境土木課		実施			
公共サイン整備計画の推進	都市経営課		実施			
芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進	都市経営課		実施			

4-2-3 道路交通環境の整備

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の産業活動の骨格となる幹線道路は、道東圏と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道、とかち帯広空港へのアクセスや十勝港への農業生産物輸送に大きな役割を果たす帯広・広尾自動車道、市街地の北部を東西に横断する国道38号線と主要道道4路線、一般道道6路線から構成されています。

北海道横断自動車道は、平成23年度に夕張インターチェンジと占冠インターチェンジが開通し、道央圏と本町とのアクセス時間が大幅に短縮され、産業活動や観光交流など広域的な高速ネットワーク道路として利用されています。また、平成28年3月には阿寒インターチェンジが開通し、釧路方面にも延伸されており、今後は、道央圏及び道東圏からの芽室インターチェンジ乗降者の利便性の向上を目指し、接続する道道東瓜幕芽室線の機能強化が必要となります。

また、帯広・広尾自動車道については、順次、供用開始区間が延伸しており、平成27年3月には忠類大樹まで開通していますが、円滑な広域交通ネットワークの形成を進めるため、今後、広尾までの整備促進が期待されるところです。

各主要道道については、国道38号を補完する生活拠点ネットワーク道路として多くの町民が利用しており、交通網の確保や道路の機能強化の観点から、冬期間における除排雪対策や防雪柵の設置による吹雪対策など、より一層の道路管理水準の強化が必要となります。

町道における課題として、築造後長期間を経過し老朽化した橋りょうの修繕、交通安全施設や緑化、省エネ街灯などの環境対策、高齢者や障がいのある人などに配慮した歩道の整備など、誰もが安心して快適に利用できる道路交通環境整備の必要があります。

さらに、冬期間における除排雪対策を含め、車道・歩道の適切な維持管理を行うため、道路パトロールなどにより道路状況の把握が必要であり、その拠点となる車両管理センターの老朽化による移転対策が課題となっています。

公共交通機関では、JR根室線、路線バス、都市間高速バス、スクールバスが公共交通を担っており、高齢化社会における地域内での移動手段としてコミュニティバスを運行しているほか、令和2年度からは農村部タクシー助成事業を実施していますが、将来的な公共交通の在り様については、引き続き検討が必要です。

2 施策の方針

道路交通、公共交通における移動の快適性、利便性の向上を進めます。

対象	町民
意図	交通アクセスを強化する 目的地までの快適な移動、利便性の向上をすすめる
結果	安全で快適な生活を送ることができる

3 施策の主な内容

(1) 幹線道路網の整備促進

都市圏や物流拠点とのアクセス向上に向けて、高速道路の利便性をさらに高めるために接続道路の整備促進と、高規格道路による物流の円滑化を目指した早期完成や工事の安全対策などを国や北海道などに対し働きかけます。

(2) 道路網計画の策定

広域道路網との整合を図りながら合理的な交通網を確立するため、また、持続可能な道路整備を行うために策定した「芽室町道路マスタープラン」の将来道路交通網の整備プランを推進し、計画的な道路整備を進めます。

(3) 公共土木施設等環境の整備

・道路パトロールなどの実施により町民の皆さんが安心して快適に利用できるよう公共土木施設の適正な維持管理に努めます。また、経年劣化した橋りょうの長寿命化を進めるため、修繕計画に基

づいた修繕を進めるとともに、老朽化した車両管理センターの移転改築に向け、「芽室町車両管理センター整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。交通安全施設の充実、バリアフリー化、街灯の省エネ化を進め、高齢者や障がいのある人、子どもたちに優しい車道・歩道の整備を進めます。

- ・除排雪対策では、冬期間の安全・安心な車道・歩道を確保するため、早期除雪に対応する除雪機械の充実を図るとともに、効率的な作業体制の構築や情報発信に努めます。

(4) 公共交通機関の確保

- ・民間で運営する公共交通機関に対しては、今後も運行の継続と利便性の向上、安全の確保を要望します。
- ・町民の交通利便性を確保し、高齢化社会における地域内の移動手段としてコミュニティバスの運行や農村部タクシー助成事業を継続するとともに、移動手段の在るべき将来像について引き続き検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①冬期間の移動(徒歩、車、公共交通機関等)は、安全・安心と感じる町民の割合	住民意識調査	56.7% (R3)	70.0%
②コミュニティバスの1便あたりの乗車人数	政策推進課調べ	R4.4 月 確定	R4.4 月 確定

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
町道・歩道・駐車場等維持管理事業(橋りょう長寿命化修繕含む)	環境土木課		実施			
町道・歩道・駐車場等除排雪事業	環境土木課		実施			
地域公共交通確保対策事業	政策推進課		実施			

4-3-1 環境保全と再生エネルギーの推進

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町には、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、碁盤の目に区画割された農地とそれを取り巻く耕地防風林などが残され、美しい自然・農村景観に恵まれています。

本町では、「芽室町緑の基本計画」に基づき、緑地保全や緑化推進などに取り組むとともに、「クリーンめむろ環境基本計画」による美しい景観づくりに向けた活動を推進してきました。

環境問題は、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁など地球環境問題にまで広がり、私たちが地球規模で解決していかなければならない問題となっています。

本町においても、地球環境への負荷を低減し、本町の自然や風土を次世代に守り伝えていくために、平成20年度に「芽室町地域新エネルギービジョン」、平成21年度に「芽室町地域新エネルギー重点ビジョン」を策定し、本町の特性に合った再生可能エネルギーや省エネルギーの導入など、クリーンエネルギーを推進しており、今後も地域特性を活かしたエネルギーの地産地消を図る必要があります。

2 施策の方針

本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用を進めます。

対象	町民・町内の自然環境
意図	環境への負荷を低減し、自然環境を保全する
結果	町民が住みやすい快適な生活環境を保全する

3 施策の主な内容

(1)生活環境の保全

- ・環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に努めます。
- ・快適な生活環境を維持するため、「クリーンめむろ環境基本計画」を推進し、町民、事業者、行政などが連携し、環境美化活動などを推進します。

(2)自然景観の保全と活用

雄大な日高山脈を背景にした身近な森林の保全、広大な畑と耕地防風林からなる農村景観の保全を促進するとともに、十勝川・美生川・芽室川・ピウカ川などの水と緑と美しい河川景観の保全に努めます。また、日高山脈えりも国定公園の国立公園化の動きに合わせ、地域資源としての景観などをさまざまな分野で活用します。

(3)公共施設などへのクリーンエネルギーの普及・啓発

「芽室町地域新エネルギー重点ビジョン」に基づき、再生可能エネルギーの利用を促進するとともに街路灯や建築物などの省エネルギー化を進めるなど、公共施設などへの導入を推進します。

(4)町民へのクリーンエネルギーの普及・啓発

地球温暖化対策推進などを目的に、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及・啓発を図り、町民、事業者、行政が連携協力して多様なクリーンエネルギーの活用を図ります。

(5)新エネルギービジョンの点検

新エネルギーの特性を活かし、有効利用するための指針である「芽室町地域新エネルギービジョン」の中期目標である 2020 年度の数値点検結果や、国や道が掲げるカーボンニュートラル実現に向けた取組などを踏まえ、長期目標である 2050 年度に向けて二酸化炭素排出量の削減を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	87.9% (R3)	90.0%
②芽室町の自然環境(空気・水・土壌など)に満足している町民の割合	住民意識調査	92.9% (R3)	95.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
クリーンエネルギー推進事業・再生可能エネルギーの普及促進	環境土木課		実施			
クリーンめむろ環境基本計画の推進	環境土木課		実施			
自然環境・生活環境の保全	環境土木課		実施			

4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の豊かで美しく良好な環境を保全し、次世代に継承していくためには、町民との協働による日常的な環境保全・美化活動を推進するとともに、町民・事業者・行政が互いに協力し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めることが重要です。

国は、平成30年に「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

本町においては、「クリーンめむろ環境基本計画」、「芽室町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら、ごみの減量化、資源化、適正処理による資源循環型社会の実現に向けたまちづくりに取り組んでいますが、快適な生活環境づくりを進めるためには、より一層のごみの分別・排出方法のルールやマナーの啓発、指導が必要です。

また、「クリーン農業」を推進している本町農業にとって、環境問題への関心の高まりや豊かな農村環境を保全する観点などから、農業廃棄物再利用に向けた取組を推進しています。

豊かで美しく良好な環境を次世代に継承していくため、今後においても、町民・事業者・行政が互いに協力し、本町らしい資源循環型社会の構築と、ごみ減量化につながる「3R」の取組が必要です。

2 施策の方針

町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりをすすめます。

対象	町民・事業者
意図	ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う
結果	快適な生活環境と資源循環型社会の構築

3 施策の主な内容

(1) 資源ごみのリサイクルへの取組

小型電子機器を回収することにより資源リサイクルにつながり、その結果、ごみの最終処分量が削減につながることから、積極的な周知などにより回収量の増加に向けて取り組みます。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わるることによりリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業であることから、町内会だけではなく、他の住民団体・組織へ拡大するなど、事業の推進を図ります。

(2) 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を行う事業者に対する新たな仕組みの創設に向けて取り組みます。

(3) 事業者との連携によるごみ削減の取組

町内の店舗などにおいて提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装等の簡素化によるごみ削減への取組を進めます。

(4) 農業廃棄物の適正処理

環境問題への意識向上や豊かな農村環境の保全を目的として、JAめむろと連携して農業廃棄物の適正処理を推進するため、芽室町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会による一斉回収及び処理と処理費用への助成を実施しています。本取組については、事業開始から19年間を経過することから、実績及び効果の検証を行い、協議会での議論を踏まえ実施内容の検討を行います。

(5)災害廃棄物の対策

震災や水害などにより発生した廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うため、平成31年3月に策定した「**芽室町災害廃棄物処理計画**」に基づき、廃棄物処理体制の整備に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	環境土木課調べ	R4.5 頃確定	R4.5 頃確定
②リサイクル率	環境土木課調べ	R4.5 頃確定	R4.5 頃確定

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
ごみの排出抑制の推進	環境土木課		実施			
3Rの推進と啓発活動	環境土木課		実施			
農業廃棄物の適正処理	農林課		実施			

4-3-3 上下水道の整備

主管課 水道課

1 現状と課題

本町では上下水道の整備、簡易水道の整備、農業集落排水の整備、個別排水施設(合併浄化槽)の整備など、さまざまな生活環境に係わる施策の取組を行ってきています。

上水道は、令和3年3月現在、従来からの自己水源と十勝中部広域水道企業団からの供給により、給水戸数 7,002 戸、給水人口 14,895 人に対して安全で安心な水道水の安定的な供給に努めています。また、3簡易水道(上美生・美生・河北)は給水戸数 440 戸、給水人口 1,660 人であり、芽室町全体では給水戸数 7,442 戸、給水人口 16,555 人(普及率 81.7%)となっています。

下水道は、生活排水処理、公共用水域の水質保全、雨水排水の速やかな排除を目的として整備しています。市街地や農村集落を形成している区域を公共下水道、農業集落排水で集合処理し、それ以外の区域は個別排水施設(合併浄化槽)により生活排水処理しており、令和3年3月現在の水洗化人口は、17,589 人(水洗化率 96.3%)となっています。今後も安定した下水道事業を持続していくためには、老朽化する施設の計画的な維持管理や改築更新、耐震化対策が必要です。

今後も安定した上下水道事業を持続していくには、老朽化した施設の更新や耐震化が必要となります。節水型社会の定着や人口減少に伴い、料金収入の拡大は見込めませんが、経費の削減や適正な上下水道料金の検討を行い、経営基盤の強化に向けた取組が必要です。

2 施策の方針

上下水道などの整備により、ライフラインを確保し、快適な生活環境の維持に努めます。

対象	上下水道等施設
意図	老朽化した施設の改築更新・耐震化
結果	安全・安心な上下水道の安定提供

3 施策の主な内容

(1)安全・安心な水道水の供給

- ・安全・安心な水道水を安定的に供給するため、老朽水道管布設換及び施設などの再整備を推進するとともに、施設などの適切な維持管理と上水道・簡易水道事業の健全運営に努めます。
- ・上水道施設については、「芽室町上水道事業施設整備基本計画」により水道施設の更新や耐震化を推進するとともに計画的に老朽管の布設換を実施し有収率向上に努めます。
- ・簡易水道施設については、現在、北海道との合併施工で施工中である河北簡易水道の施設更新を継続し進めていくほか、「芽室町水道事業水資源対策基本計画」により他の施設についても検討を行います。

(2)下水道施設などの整備と維持管理の推進

- ・適切な管理により施設などの機能維持に努め、老朽化施設については計画的に再整備を推進するとともに、より多くの町民が水洗トイレなどによる良好な生活環境が確保できるよう努めます。
- ・公共下水道施設は、「芽室町下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的な点検調査を実施し、リスク評価をしながら効率的に維持管理や改築更新、耐震化対策を推進します。また、十勝川流域下水道と整合を図りながら下水道全体計画、下水道事業計画の見直しを行い、公共下水道整備を推進します。
- ・農業集落排水施設は、「芽室町農業集落排水施設維持管理適正化計画(仮称)」に基づき計画的な改築更新、耐震化対策を推進します。
- ・個別排水施設(合併浄化槽)は、「芽室町合併処理浄化槽基本計画」に基づき農村部の下水道施設

として整備を推進します。

(3)上下水道事業の健全な運営

効率的な施設整備と適正な管理や料金の適正化に努め、経常収支の均衡に考慮した健全な事業経営を維持するため、地方公営企業法の非適用事業について、法適化を検討、実施するほか、経営戦略の進捗管理、定時見直しを行います。また、町民の理解と協力が得られるよう、わかりやすい上下水道経営の情報提供に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①水洗化率(下水道・集落排水・合併浄化槽)	決算統計	96.3% (R3)	96.9%
②水道普及率(上水道・簡易水道)	決算統計	81.7% (R3)	90.9%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
上水道の安定供給 ・上水道老朽管の更新、耐震化 ・上水道施設の更新、耐震化	水道課		検討			
			実施			
下水道施設の整備と適切な維持管理 ・下水道管路の調査、老朽管の改築修繕 ・下水道施設の改築更新、耐震化	水道課		検討			
			実施			
上下水道事業の健全な運営 ・非法適化事業の法適化の検討・実施 ・各事業の経営戦略の定時見直し	水道課		検討			
				実施		

5-1-1 徹底した情報共有と町民参加の促進

主管課 政策推進課

1 現状と課題

町民が主役となったまちづくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有し、町政に対する理解と信頼を深めることが必要です。

本町は「めむろまちづくり参加条例」に基づき、町民参加による開かれた行政を進めており、町民に分かりやすく情報を提供する町総合情報誌「すまいる」、町ホームページ、各種SNS、すまいるボードなどで行政情報を発信するとともに、町民と町長が直接話をする対話やオンラインによる対話、ホットボイス、各種審議会などの開催、まちづくり意見募集(パブリックコメント)、ワークショップ、SNSの活用などで広く町民の意見を聴く機会を設けています。

町政運営は情報共有が前提であり、町民が何を感じ、何に関心があるかをさまざまな手法で把握し、課題を反映させた行政サービスが提供されなければなりません。そのためには町民参加や活動が円滑に行えるように参加の機会が保障されることに加え、その環境づくりが必要です。

人々が情報を取得する機会や媒体が多様化し、情報が伝わる・拡散するスピードが加速していることから、情報を必要とする人に正確な情報をタイムリーに届けられるよう努めなければなりません。

こうしたことから情報共有や町民参加の環境づくりのどちらの場合においても、今ある手法について常に検証を行い、その時代に合った手法を取り入れ、柔軟に対応するよう努める必要があります。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されたとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールが規定されました。これに基づき、本町においてもデジタル化に伴うデータ流通の質的、量的な増大への対応が求められています。

2 施策の方針

町民と行政が情報共有し、主体的なまちづくりへの参加を促進します。

対象	町民
意図	町民と行政との情報共有を行い、まちづくりに自発的に参加してもらう
結果	町民のまちづくりへの参加意識を高め、町民が主役となったまちづくりを進める

3 施策の主な内容

(1)開かれた行政の推進

「芽室町情報公開条例」や「改正個人情報保護法」に基づいた行政情報の適切な公開を継続します。また、公文書の適正管理や各行政システムの安定稼働やセキュリティ対策などの安全確保に努め、文書ファイリングシステムを継続し、行政文書の情報管理を図ることにより、組織として必要な情報を管理・共有化するとともに、必要な文書を迅速かつ的確に提供します。

(2)総合情報誌「すまいる」・ホームページ・各種SNSの充実

・透明性の高い開かれた行政運営に努めるとともに、行政への関心と参画意欲の向上につなげるため、町民とのコミュニケーションの充実を重要な柱に位置づけ、町総合情報誌「すまいる」や町ホームページ、各種SNSによる情報発信を積極的に行い、町民に役立つ情報を迅速かつわかりやすく発信します。

・「伝える広報誌」をさらにわかりやすく、読み手となる町民がより理解できる「伝わる広報誌」へと誌面の充実を図るとともに、「芽室町広報広聴戦略」に基づき、広報力の総合的な強化に取り組みます。

(3)セキュリティ対策

個人情報の漏えいなどを防止するため、ハード・ソフト両面から情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

(4) 広聴の機会の充実

町民だけではなく、町内で働く人や学ぶ人、町内の事業者や団体など、対象者に応じてさまざまな手法を使い分け、多くの方との対話の機会を作るよう努めます。

(5) 町民参加の機会づくり

「まちづくり参加条例」に基づき、町民参加のための機会の確保を徹底するとともに、時代に合わせ参加手法の仕組みを改良します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①行政情報の公開や説明責任が果たされていると思う割合	住民意識調査	76.1% (R3)	85.0%
②行政からの情報発信方法が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	88.6% (R3)	85.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
文書ファイリングの推進	総務課		実施			
ホームページ、SNS の効果的な運用	政策推進課		実施			
町民参加の機会確保	政策推進課		実施			
ホットボイスからできる政策	政策推進課		実施			

5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町では住民自治を実現するため、「芽室町自治基本条例」に基づき、町民が主体となったまちづくりを進めてきました。

町民や町内会などが主体的に地域活動を企画・実施し、町民が主役となった地域づくりを推進するため、その活動の充実に向けた運営の支援や、地域担当職員制度により町内会・行政区に町職員の配置を行ってきましたが、少子高齢化や人口減少、地縁の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、住民ニーズの多様化や複雑化、町内会組織の高齢化や加入率低下などが進み、また新型コロナウイルス感染症による活動自粛もあり活動が停滞しています。活性化を図るため支援のあり方について、随時見直しをしていく必要があります。また、地域の高齢者を公的サービスだけでなく、地域の自主的活動により支える体制(地域包括ケア)が重要となり、そのためには福祉分野に限らず多種多様な住民活動が必要となっています。

ボランティア団体やNPO法人などによる住民活動や地域住民が一体となって実施する個性ある地域づくり活動が定着していることから、こうした団体や組織の主体的な取組や活動の支援、公益活動のための環境整備などを実施するとともに、活動団体の拠点として設置している「町民活動支援センター」のサポートなどにより、行政との協働によるまちづくりを推進し、公共的な課題の解決を図る必要があります。また、住民自治の実現には、町民自らが話し合いの場に参加し、自分のまちのことを考えて話すことができるようになる環境を整える必要があります。そのためにはよりよい対話・議論の手法を学ぶ機会と人材の育成が必要となります。

公共サービスを町民や町内会・行政区などが担う「公共サービスパートナー制度」により、地域の住民などに公共サービスの担い手として活動いただくとともに、より参加しやすい業務の検討が求められています。

地域コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設は、老朽化や耐震性不足が課題であり、利用者が安心して使用できる施設整備や管理運営方法が必要となります。

2 施策の方針

地域の活力を維持し、住民自治を実現させ、より良い地域づくりを進めます。

対象	町民、町に愛着や誇りを持ち関わる人
意図	町に愛着や誇りを持ち、地域のために活動する
結果	まちづくりに関わる人が増えることで地域の活力を維持する

3 施策の主な内容

(1)自治活動支援

- ・町内会活動の運営支援や地域担当制度の活用など町内会連合会との連携を密にし、町内会の主体的取組に対し継続して支援を行うほか、全町一斉の取組として時代に則した新たな、かつ効果的な町内会加入促進の手法を検討します。
また、農村地域において地域連合会や社会教育協会などを中心に行われている自治活動においても、地域活動推進のための支援を行います。
- ・自治活動の拠点を設置し、相談機能の充実や団体同士の情報共有・連携の促進を図り、活動の活性化支援を行います。
- ・協働のまちづくりの理念に基づく各種取組について多様化する行政課題やコミュニティの形に対応するため、必要に応じて支援対象者や内容を見直し、課題解決のために町民が行う公益的な活動に対する支援を継続します。
- ・自主的な町民活動を推進し、自立と発展を支援するために設置している町民活動支援センターが果たしている情報の収集・発信、個人・団体の相互連携と交流、活動支援、人材育成の機能の充実

を図り、安定した運営を進めます。

- ・町民が安心して積極的に地域活動に参加できるよう、活動中に発生した損害や傷害などを補償する「芽室町町民活動総合補償制度」を継続します。また、補償内容も毎年点検し、多様な活動に対応します。

(2) 将来を担う人財育成の実施

- ・活力ある地域に根ざしたまちづくりを進めるうえで芽室町の将来を担う人財の育成は重要であることから、まちづくりにかかる研修・交流事業に対する支援を継続します。
- ・住民自治の実現を進めるために「市民ファシリテーター」を養成し、自治基本条例に定める主役である町民の方の主権者意識の醸成を図り、町民参加の促進を図ります。

(3) 地域担当制度の推進

協働のまちづくりを推進していくためには町民・地域と行政が課題や行政情報を共有することが不可欠なため、町民と行政のパイプ役として設置している地域担当制度を継続し、地域課題などについて積極的な情報収集を行います。

(4) 地域集会施設などの再整備

地域活動の多様化を踏まえ、災害に強いまちづくりの視点と地域活動の利便性の向上を目指した地域集会施設再整備計画に基づき、地域との十分な検討を経たうえで、計画的な再整備を進めます。

(5) 公共サービスのあり方の検討

「芽室町公共サービスパートナー制度」は開始から15年以上経過し、少子高齢化などにより担い手不足の課題を指摘されているため、あり方を引き続き検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①地域の活動に参加している町民の割合	住民意識調査	38.8% (R3)	55.0%
②芽室町が好きな町民の割合	住民意識調査	94.3% (R3)	100.0%
③芽室町に住み続けたいと思う町民の割合	住民意識調査	94.6% (R3)	100.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
自治活動支援	魅力創造課		実施			
町民活動支援センター運営支援	魅力創造課		実施			
地域集会施設再整備計画に基づく集会施設再整備	都市経営課		実施			

5-2-1 効果的・効率的な行政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町では、平成16年2月に、当面他市町村と合併しない方針を決定し、平成17年度に「財政基盤の安定」「行政改革」「住民と行政の協働」などの観点から具体的な方針を明示した「芽室町自主・自立推進プラン」を策定しました。

その後、平成20年度から開始した「第4期芽室町総合計画前期実施計画」に、「芽室町自主・自立推進プラン」を融合させることにより、基本的な考え方を継承するとともに、平成17年度から事務事業評価制度、平成21年度から施策評価制度を導入しマネジメントサイクルの確立を進めており、今後においても、マネジメントサイクルの確立と計画行政のさらなる推進を目指す必要があります。

本町においても人口減少が進んでおり、人口減少の克服などに的確かつ迅速に対応するため、平成27年9月に国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を策定し、令和2年3月には「第2期総合戦略」として改訂しました。人口減少にはさまざまな要因があり、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備、将来的な移住に繋がる交流人口の増など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要です。また、人口が減っても地域が持続できるよう、人口規模に合わせた仕組みづくりが必要となります。

また、本町は昭和61年度策定の「第1次芽室町行政改革大綱」から絶え間なくその取組は続いており、平成23年度に「第9次芽室町行政改革大綱」を策定しました。

第9次芽室町行政改革大綱の推進期間は、平成30年度までであり、平成31年度からは、「行政改革から行政経営へ」と発想を転換し、第5期芽室町総合計画を実現するための土台（組織）づくりに取り組みするため、内部管理に特化した「芽室町行政経営ポリシー」を策定しています。

平成28年2月には「芽室町公共施設等総合管理計画」を策定し、各種公共建築物及びインフラ施設などに関するマネジメント計画の上位計画として位置づけ、町財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めています。また、令和3年9月に「芽室町町有財産利活用等基本方針」を策定し、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用等を進めることとしました。

2 施策の方針

総合計画の取組を推進し、人口規模に合わせた効果的で効率的な行政運営を進めます。

対象	第5期総合計画
意図	総合計画：目標と掲げられた指標を実現する
結果	計画などに基づき、人口減少などに対応した効果的で効率的な行政運営に結びつける

3 施策の主な内容

(1) 計画行政の推進と評価・予算との連動

町が行う業務は、毎年点検・評価を行い改善・改革に取り組み、その結果については総合計画実行計画に反映させ、予算と連動させるマネジメントサイクルを継続するとともに、点検・評価をより改善・改革・実行計画に反映できる手法を検証し、マネジメントサイクルの改善を進めます。また、点検・評価にあたっては町民や有識者による外部評価を継続します。

(2) 行政改革の推進

これまでの行政改革の歴史・背景を再確認し、行政改革から行政経営へと発想を転換し、より効果的・効率的な行政運営を実現させるため、平成31年度に策定した「芽室町行政経営ポリシー」及び令和3年度に策定した「芽室町地域・行政経営システム（チーム芽室編）」に基づく取組を進め、町民満足度、さらには職員満足度を向上させます。

(3) 庁内コンピュータ維持管理

平成27年度に「芽室町役場ICT計画」を策定、平成28年度に「サーバークラウド化」「ネットワーク強靱化整備」を進め、災害に強い・セキュリティの確保・ICTの新しい使い方・費用対効果の4つの柱を基に、効率的・効果的なICT活用と、町民サービスの向上を目指しており、これらを実現するための庁内コンピュータの維持管理を計画的に進めます。

(4) 広域行政の推進

十勝圏の1市18町村では、十勝圏複合事務組合による広域的な施策を進めています。また、平成23年7月には十勝定住自立圏形成協定が締結され、共生ビジョンにより広域課題の解決に取り組んでおり、人口減少時代に入り住み慣れた地域で住み続けられるよう、道内外の他の自治体との連携・協力を積極的に推進します。

(5) 公有財産(土地・建物)適正管理の推進

「芽室町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、公共ファシリティマネジメントの考え方により、民間アイデアの活用や経営の視点を取り入れ、効果的・効率的な公共施設運営を推進します。また、「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用等を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①第5期総合計画後期実施計画の施策評価(外部)の全施策がD以上、2施策以上がB以上の評価施策数	総合計画審議会評価結果	34 施策(D以上) 0 施策(B以上) (R3)	34 施策(D以上) 2 施策(B以上) (R3)
②職員満足度	職員アンケート	64.6% (R3)	80.0%以上
③町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	82.9% (R3)	80.0%以上
④公共施設(建築物)管理面積	都市経営課調べ	R4.7 確定 (R3)	187,091.69 m ²
⑤町有財産(土地)利活用率	都市経営課調べ	R4.7 確定 (R3)	15.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
芽室町自治基本条例の推進	政策推進課		実施			
行政改革の実施	総務課		実施			
計画行政の推進	政策推進課		実施			
庁内コンピュータの維持管理	総務課		実施			
公有財産(土地・建物)適正管理の推進	都市経営課		実施			

5-2-2 健全な財政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町の近年の当初予算は、令和2年度に役場庁舎や哺育育成施設建設などにより150億円を計上したことを除くと、120億円前後で推移しており、町税などの自主財源は約50%と国や北海道からの財源に大きく依存しています。なかでも、地方交付税は財政運営上の根幹をなすものであり、近年ではこれまでの水準を確保することとしていますが、令和2年度の国勢調査による人口減少の影響などもあり、現状の金額が将来にわたって維持されることは極めて困難な状況にあります。また、役場庁舎や温水プール建設をはじめ、道路・橋りょうなどのインフラ再整備などにより、町の貯金(基金)については減少、借金である起債残高については増加が見込まれます。

このような状況に対応するため、歳入の確保の観点からは、収納率の向上に向けた施策や、受益と負担の適正化による各種使用料等の見直しなどを行い、歳出抑制の観点では、行政評価に基づく改革・改善をより一層踏み込んで実施するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ創意工夫による予算編成を行ってきました。また、今後見込まれる公共施設やインフラ施設の老朽化などに対しては、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化や集約化、民間活力の導入など、公共ファシリティマネジメントの視点が重要となります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、町全体の財政状況を判定する4つの指標(①実質赤字比率 ②連結実施赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率)を毎年公表しており、今後も健全で効果的・効率的な行財政運営が求められます。

現在、町のホームページには財政状況に係る各種情報を掲載し、情報の共有を図っていますが、今後もホームページや広報誌を通じ、わかりやすくて確かな内容とし、理解が深まるよう情報公開が必要となります。

2 施策の方針

安定した行政サービスの提供に向け、収支バランスがとれた健全な財政運営を進めます。

対象	町財政
意図	財政が健全な状況である(一般・特別・事業会計) →収支のバランスが取れ、黒字の状態
結果	行政サービスを安定的に提供できる

3 施策の主な内容

(1)歳入の確保

・町税の確保については、帯広税務署や関係団体との連携により納税意識の高揚・啓発を行うとともに、「徴収一元化」体制の継続及び北海道、十勝市町村税滞納整理機構との連携による効率的かつ効果的な徴収により、収納率の向上を図ります。

・「稼ぐ行政」の考え方も念頭に、さらなる自主財源確保に向けた検討を進めます。

(2)歳出の抑制

施策評価・事務事業評価結果を踏まえた3年ローリングによる実行計画を策定し、マネジメントサイクルのなかで事務事業の目的と効果を点検し、予算投入と成果の妥当性を念頭に置き、政策の創設や見直しによりビルドした場合は、必ず既存事業をスクラップするなど、事業の中止・廃止の観点も持って歳出の抑制を目指します。

(3)財政状況の共有化

町民に対し、財政状況の理解が深まるよう情報公開を行うため、ホームページや広報誌を通じ、わかりやすくて確かな内容に努めます。

(4)財政計画の策定

財政計画を策定し、中・長期的な財政見通しを明らかにします。また、財政計画は毎年見直しを行い、その内容を公表します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①経常収支比率	地方財政状況調査	R4.7 頃確定	88.4%
②健全化判断比率(実質公債費比率・将来負担比率)	地方財政状況調査	実質公債費比率 R4.7 頃確定 将来負担比率 R4.7 頃確定	実質公債費比率 7.5%未満 将来負担比率 100.0%未満
③町税収納率	地方財政状況調査	R4.7 頃確定	R4.7 頃確定

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
納入しやすい環境の整備	住民税務課		実施			
財政状況の公表	政策推進課		実施			
財政計画の策定	政策推進課		実施			

5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進

主管課 総務課

1 現状と課題

さまざまな価値観やニーズに基づく行政需要の多様化、社会経済情勢の変化に対し、一層適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを提供するため、さらなる業務改革が必要となっています。

令和2年度の「まちづくりに関する住民意識調査」では、芽室町の行政サービスに満足している割合は、80.9%、窓口などでの職員対応に満足している割合は83.6%であり、それぞれ目標値を超える評価ではあるものの、今後に向けてさらなる向上と安定的な評価を目指して、ハード・ソフト両面における取組を継続していく必要があります。

旧役場庁舎は、老朽化やバリアフリー対応不足といった課題を抱えていたことから、外構を含めた一体的な新庁舎建設を進め、令和2年度に新庁舎完成、令和3年度には駐車場などの外構も供用開始しています。今後も町民サービスの向上や防災拠点としての機能向上を図る必要があります。

また、ICTの活用は、行政サービス向上の面からも極めて有効であり、国においても令和3年9月にデジタル庁が立ち上がり、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」では自治体情報システムの標準化や活用が求められていることから、デジタル化の推進については加速的に進めていく必要があります。それと同時に、個人情報の保護体制(セキュリティ)の徹底も必要です。

2 施策の方針

町民が迅速・正確と感じる対応や案内により、親切で便利な行政サービスの提供を進めます。

対象	町(役場)
意図	町民に、迅速、正確に対応するサービスを提供する
結果	町民の満足度が増し、行政への信頼感が高まる

3 施策の主な内容

(1) 便利で親切な窓口サービスの推進

- ・町民にとって便利で分かりやすく、快適な窓口サービスを実現するため、各種職員研修を実施し職員の資質向上に努めるとともに、窓口サービスを検証し満足していただける対応を推進します。
- ・総合案内業務については、芽室町公共サービスパートナー制度の活用を継続します。

(2) 電子自治体化の推進

- ・第2期「芽室町役場ICT計画」に基づき、時代に即したICT活用を進め、効率的・効果的な働き方を推進するとともに、便利で効率的な町民サービスの向上を目指します。
- ・情報化の進展に伴い、情報の漏えいや外部からの不正侵入などを防ぐためにハード・ソフト両面からの継続したセキュリティ対策に努めます。
- ・書類作成の効率化、事務の迅速化を図るため「電子入札」実現性の研究を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①役場等の窓口やカウンター、電話などでの職員の対応に満足している町民の割合	住民意識調査	82.3% (R3)	80.0%以上
②町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	82.9% (R3)	80.0%以上

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
職員研修の実施	総務課		実施			
電子自治体化の推進	総務課		実施			

5-3-1 シティプロモーションの推進

新設

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町の人口は、昭和 50 年代から平成7年頃までは、ほぼ横ばいで推移し、その後、東芽室地区の宅地開発を機に、帯広市など十勝圏からの流入により人口が増加しましたが、平成 22 年の国勢調査をピークに減少に転じています。

今後人口は急速な減少を続け、令和 22 年には 14,637 人、令和 42 年には 10,892 人になると推計されています。また人口割合推移では、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加する予測となっており、高齢化率が 50%を超え、少子高齢化が今後も進む見通しとなっています。

要因としては都市化による地縁的つながりの希薄化、居住地域外への通勤による日中人口の減少、自動車社会による生活圏の拡大、量販店で買い物をする行動スタイルの変化、地域活動のきっかけにもなる子どもの減少、生活様式や価値観の多様化に加え、核家族化などが挙げられます。

さらに拍車をかけているのは、デジタル化や新型コロナウイルスの拡大による行動制限など、大きな社会変化もあり、今後より一層のコミュニティ活動の希薄化が懸念されます。

このように、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など社会的背景から生まれる新たな地域課題は、地域の担い手不足、税収の減少、交通インフラの整備、空き家・空き店舗の増加など多岐に渡り、10 年後、50 年後、100 年後の持続可能な地域のため、これらの課題への対策が喫緊の課題となっています。

2 施策の方針

社会背景から生まれる町の課題を解決し、町の可能性の最大化を図るために、郷土愛(シビックプライド)を持った町をはじめ、芽室を応援する気持ちを持った町外の人たち(濃い関係人口)を増やしていくことを目指します。

対象	町民、町外の人(町を知った人、興味関心を持つ人、来られた人)
意図	この町のために何かをしたいと思う人を増やす この町の推奨意欲、行動・活動への参加意欲、行動・活動する人への感謝意欲を高める
結果	住人の郷土愛が醸成される 関係・交流人口による濃い関係人口が増える

3 施策の主な内容

(1)シティプロモーションの推進

- ・めむろシティプロモーション計画に基づき、その具現化に向けて、実行・検証・計画しながら進めます。そのためには主役となる町民や芽室町を愛するファンを繋げる、シティプロモーション推進のエンジンとなる組織づくりを目指します。
- ・地域への想いを育み、主体的に地域づくりに関わる心(郷土愛)の醸成のための取組を進めます。
- ・効果的なシティプロモーションを進めるための一つの手段として、魅力あふれる地域づくりを目指した地域ブランディングを計画的に推進します。また、この推進にかかる関連事業及び庁内事業の複合的連携を積極的に進め、効果的な成果の実現を目指します。
- ・魅力あふれるまちづくりを実現するために、企業版ふるさと納税の制度活用を積極的に進めます。

(2)まちなか再生の推進

- ・かつての「まちなか」を目指すのではなく、時代の変化に対応し、多様な人たちがチャレンジできる場を作り、人が集い・たまり、人と人・場と場がつながり、住む人・来る人・働く人の笑顔が輝く、この町の誇りとなる顔「新しいまちなか」を作っていきます。
- ・町民、関係者の皆さんと議論を進めて「(仮称)まちなか活性化構想」「まちなかビジョンマップ」を策定します。(令和4年度)
- ・まちなかに直接的な効果を生む政策及び外側の魅力を高めることで、まちなか活性化に波及させる政策を検討します。

- ・構想の実現に向けた政策の推進、実証事業の展開、財源の確保を進めます。
- ・まちなか活性化の持続的実施・展開の原動力となる組織の構築を目指します。

(3) 移住定住の促進と関係人口・交流人口の創出

- ・移住・定住希望者や新規就農、山村留学、福祉就労など関係機関と連携した推進を進めるとともに、希望者と就職先や住宅・土地情報とのマッチングなども関係機関と連携した取組を行います。
- ・町全体の人口構成バランスを考慮し、子育て世帯などを対象とした住宅取得支援やU・I・Jターン希望者へのきめ細かな対応など、本町への移住・定住を促進します。
- ・住民票を有していなくても町に愛着を持ち、応援してくれる人づくりのため関係人口・交流人口創出する事業の実施、及びその人たちと町を繋げる、まちづくりに参加できる取り組みを進めます。特に全国の芽室ふるさと会の方は郷土愛を根源にした濃い関係人口、熱い芽室町のファンでもあることから、連携を密にまちづくりへの積極的な参加促進と、ふるさと会の課題解決、新たな仕組みづくりなどを検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①芽室町の魅力を誰かにすすめたい推奨意欲	すまいるアンケート	28.0% (R3)	50.0%
②芽室町をよりよくする活動への参加意欲	すまいるアンケート	20.0% (R3)	50.0%
③芽室町をよりよくする活動している人への感謝意欲	すまいるアンケート	70.0% (R3)	90.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
地域ブランディング事業	魅力創造課		実施			
まちなか再生事業	魅力創造課		実施			
定住促進事業	魅力創造課		実施			
ふるさと会活動支援事業	魅力創造課		実施			

5-3-2 国際・地域間交流の推進

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町は国内外の地域や姉妹都市などと提携し、さまざまな交流を行い、その地域の歴史や文化、まちづくりの手法などを学ぶとともに、まちづくりに活かしています。

アメリカ合衆国カリフォルニア州トレーシー市は、本町と同様に基幹産業が農業であり、特に豆類の生産地であるという共通点から、平成元年8月に国際姉妹都市提携を締結し、中学生のホームステイを中心とした相互派遣・受入交流などが行われ、平成27年5月には町民有志により芽室町・トレーシー市交流協会が設立されました。

地域間交流については、昭和62年7月に、十勝管内の「海のまち」広尾町との交流を目的とした「うみとやまのふれあい宣言」による友好提携を締結し、平成18年5月には、芽室町開拓時に岐阜県より多くの人々が本町に移住してきた経緯があることから、岐阜県揖斐川町と友好提携を締結しました。

揖斐川町との交流は子どもたちの相互派遣事業をはじめ、行政職員の相互派遣にとどまらず、JA同士の協定締結による経済交流や、企業同士のつながりによる物産販売など民間による経済交流へ発展しています。

さらに、令和2年度から東京都特別区連携事業により「東京都台東区・墨田区」と「十勝町村会」の連携事業が開始し、特に本町は墨田区とつながりを深め、芽室町の特徴を生かした食に関する交流を行っています。

このほか、平成10年度にオープンした農村都市交流施設「ふるさと交流センター(やまなみ)」では、農業研修生や山村留学の児童・生徒の受け入れを積極的に行っています。

また、本町がゲートボール発祥の地であることから、平成3年度からブラジルゲートボール連合とゲートボールを通じた交流が行われており、平成24年6月には親善交流協力協定を締結し、相互訪問も行われています。

今後は、派遣・受入や周年事業開催のほか、これらの取組を多くの町民に知っていただくために、積極的な周知に努めていくことが大切です。そして、今後は今までの交流を継続しながら、積極的な民間同士、住民同士の交流が促進されるよう連携を行い、まちづくりを進めていく必要があります。

2 施策の方針

友好都市との交流による人材育成と交流を通して得られる情報をまちづくりに活かします。

対象	町民・交流都市の住民
意図	友好都市との交流に参加し、異なる文化に触れ、情報を得ることによって、他地域の歴史・文化、まちづくりの手法などを学ぶことができる
結果	交流を通じたさまざまな視点と情報の連携によるまちづくりを進める

3 施策の主な内容

(1) 国際交流活動の推進

- ・グローバル社会のなかで、国際交流を通じて異文化に触れることにより、相互理解のもと地域課題を国際的視野から考えるなど人材育成を目的として、トレーシー市との中学生のホームステイを中心とした相互交流事業を継続します。また、新型コロナウイルス感染症への対応とそれらの終息を見通した新たな形での交流について、民間団体などとともに模索していきます。
- ・ゲートボールを通じたブラジルゲートボール連合との相互交流を継続するとともに、交流事業の拡大などを検討します。
- ・国際交流活動に関する情報を広く町民に周知し、交流認知度を高めます。
- ・国際交流を進めるうえで民間からの幅広い参加が望まれることから、芽室町・トレーシー市交流協

会をはじめとした町内の民間団体などによる国際交流活動に対し、側面的支援を継続します。

(2) 地域間交流の促進

- ・広尾町と本町の地域特性を活かした民間交流を基本として、人的交流から発展させた経済交流活動を促進します。
- ・本町開拓の歴史を踏まえ、揖斐川町との小学生の相互交流のほか町民や団体などによる揖斐川町との交流活動に加え、経済交流活動を促進します。
- ・地域間交流に関する情報を広く町民に周知し、交流認知度を高め、交流事業への参加を促進します。また、民間同士の交流が促進されるなど、両地域にとってのメリットにつながるよう推進します。

(3) 都市と農村の交流推進

ふるさと交流センター「やまなみ」において、児童・生徒の山村留学や農業研修生を受け入れ、都市と農村の交流及び都市住民に対する農業、農村理解を促進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値(R8)
①他都市(トレーシー市・広尾町・揖斐川町)との友好・交流提携の事実を知っている町民の割合	住民意識調査	トレーシー 68.5% 広尾 41.5% 揖斐川 58.3% (R3)	トレーシー 75.0% 広尾 50.0% 揖斐川 65.0%

5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	R5	R6	R7	R8
トレーシー市との中学生の相互交流	生涯学習課		実施			
揖斐川町・広尾町との友好交流の推進	魅力創造課		実施			